

由布市過疎地域持続的発展計画

令和3年度～令和7年度

(令和4年12月変更後)

大分県由布市

目 次

1. 基本的な事項

(1) 由布市の概況

ア 由布市の自然的、歴史的、社会的及び経済的諸条件の概要

(ア) 由布市全域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

(イ) 過疎地域(庄内地域)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

イ 由布市における過疎の状況

(ア) 庄内地域・・ 3

ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性及び市の社会経済的発展の方向の概要

(ア) 由布市全域・・ 3

(イ) 過疎地域(庄内地域)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口

(ア) 由布市全域・・ 5

(イ) 過疎地域(庄内地域)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

イ 産業

(ア) 由布市全域・・ 10

(イ) 過疎地域(庄内地域)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

(3) 市の行財政の状況

ア 行政の状況

(ア) 由布市全域・・ 13

(イ) 過疎地域(庄内地域)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

イ 財政の状況

(ア) 由布市全域・・ 14

(イ) 過疎地域(庄内地域)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

ウ 施設整備水準等の状況

(ア) 由布市全域・・ 17

(イ) 過疎地域(庄内地域)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

(4) 地域の持続的発展の基本方針

ア 由布市全域・・ 19

イ 過疎地域(庄内地域)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

ウ 第二次由布市総合計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

(5) 地域の持続的発展のための基本目標	22
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	23
(7) 計画期間	23
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	23

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点	
ア 移住・定住・地域間交流	24
イ 人材育成	25
(2) その対策	
ア 移住・定住・地域間交流	25
イ 人材育成	26
ウ その他	26
(3) 計画	27
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	27

3. 産業の振興

(1) 現況と問題点	
ア 農業	27
イ 林業	28
ウ 商業	29
エ 工業	29
オ 観光	29
(2) その対策	
ア 農業	29
イ 林業	32
ウ 商業	33
エ 工業	33
オ 観光	33
カ その他	33
(3) 計画	34
(4) 産業振興促進事項	34
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	35

4. 地域における情報化

(1) 現況と問題点	
ア 情報化	35
(2) その対策	
ア 情報化	36
イ その他	36
(3) 計画	36
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	36

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点	
ア 道路	36
イ 交通	37
(2) その対策	
ア 道路	38
イ 交通	38
ウ その他	38
(3) 計画	39
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	40

6. 生活環境の整備

(1) 現況と問題点	
ア 水道	40
イ 生活排水処理施設等	41
ウ 消防・防災	41
エ 住宅	42
オ 公園・その他の生活環境	42
カ 環境保全	42
(2) その対策	
ア 水道	43
イ 生活排水処理施設等	43
ウ 消防・防災	43
エ 住宅	43

オ	公園・その他の生活環境	44
カ	環境保全	44
キ	その他	44
(3)	計画	45
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	45

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1)	現況と問題点	
ア	高齢者の保健・福祉	46
イ	児童・母子・その他の保健・福祉	46
(2)	その対策	
ア	高齢者の保健・福祉	47
イ	児童・母子・その他の保健・福祉	48
ウ	その他	49
(3)	計画	50
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	50

8. 医療の確保

(1)	現況と問題点	50
(2)	その対策	51
(3)	計画	51
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	51

9. 教育の振興

(1)	現況と問題点	
ア	学校教育	51
イ	生涯学習	52
ウ	社会体育施設	52
(2)	その対策	
ア	学校教育	53
イ	生涯学習	53
ウ	社会体育施設	54
エ	その他	54

- (3) 計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
- (4) 公共施設等総合管理計画等との整合・・・・・・・・・・・・ 54

10. 集落の整備

- (1) 現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
- (2) その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
- (3) 計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
- (4) 公共施設等総合管理計画等との整合・・・・・・・・・・・・ 56

11. 地域文化の振興等

- (1) 現況と問題点（再生可能エネルギーの利活用）・・・・・・・・ 56
- (2) その対策（再生可能エネルギーの利活用）・・・・・・・・ 57
- (3) 計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
- (4) 公共施設等総合管理計画等との整合・・・・・・・・・・・・ 57

12. 再生可能エネルギーの利用の推進

- (1) 現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
- (2) その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
- (3) 計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
- (4) 公共施設等総合管理計画等との整合・・・・・・・・・・・・ 58

13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

- (1) 現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
 - ア 地域づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
- (2) その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
 - ア 地域づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
 - イ その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
- (3) 計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
- (4) 公共施設等総合管理計画等との整合・・・・・・・・・・・・ 59

■事業計画（令和3年度～7年度）過疎地域持続的発展特別事業分・・・・・・・・・・60

■過疎地域持続的発展計画〔参考資料〕

1. 事業計画（令和3年度～令和7年度）

2. 年度別事業計画 令和3年度概算事業計画

1. 基本的な事項

(1) 由布市の概況

ア 由布市の自然的、歴史的、社会的及び経済的諸条件の概要

(ア) 由布市全域

由布市は、大分県のほぼ中央に位置し、北は宇佐市と別府市、南は竹田市、東は大分市、西は玖珠郡（玖珠町と九重町）に接しています。東西24.7km、南北23.4kmにわたり、面積は319.32km²です。そのうち、過疎地域（庄内地域）の面積は、市全域の概ね4割を占めています。

北部から南西部にかけては、由布岳や黒岳など1,000m級の山々が連なり、由布岳の麓には標高約450mの由布院盆地が形成されています。これらの山々を源とする河川が大分川を形成し東西に流れています。中央部から東部にかけては、山麓地帯と大分川からの河岸段丘が広がっています。

標高の高い由布院盆地に代表される西部や北部では、気温の日較差が大きく、冬には最低気温が氷点下になることも多く積雪にも見舞われる内陸性気候で、中央部から東部にかけては、雨が少なく温暖な瀬戸内式気候となっています。

江戸時代には、旧挾間町、旧庄内町及び旧湯布院町とも各地域が諸藩領に細かく分断され、小藩分立の状態でしたが、明治の大合併、昭和の大合併を経て旧町が形成されました。そして平成17年10月1日の合併により由布市が誕生しました。

本市は、従来は農林業が基幹産業でしたが、近年は、観光産業を中心として発展してきた湯布院地域と、大型商業施設や、大分大学医学部附属病院を中心に発展が著しく、落ち着いた住環境と利便性の高い生活環境が整った挾間地域がある一方で、庄内地域は、従来のおり農林業を基幹産業とした地域であり、若者の流出、高齢化が進み、人口減少が3地域の中でも顕著に表れています。

(イ) 過疎地域（庄内地域）

過疎地域に属する庄内地域は、東経131度15分35秒7より131度28分46秒5、北緯33度7分26秒7より33度14分9秒5にあり、東西20.9km、南北14.8kmで総面積140.29km²の面積を有し、大分県の2.2%、由布市の44.0%を占めています。東は挾間地域、南は大分市、竹田市、西は湯布院地域、九重町、北は別府市に接し、標高が66mから1,334mの間にある農山村地域で、生活圏域の中心である県都大分市へは、23kmの距離にあります。

北には城ヶ岳、雨乞岳が東西に連なり、南には烏帽子岳、熊群山、時山、西には花傘山、黒岳があり、これらの山々に囲まれる起伏に富んだ中山間地です。その中を

湯布院地域に源を発する大分川が東西に貫通し、由布岳に源を発する小挾間川は、火山岩を深く浸食して溪谷をつくり、小野屋で大分川に合流しています。

天神山駅下で大分川に合流する阿蘇野川は、日本名水百選に選ばれた男池を源とし、熊群山付近で深い谷をつくり、溪仙峡・夜見渡溪谷など美しい景観を誇っています。男池は阿蘇くじゅう国立公園内にあり、原生林と高山植物の宝庫である黒岳の麓からの湧水池です。

また、芹川は大分県指定神角寺・芹川県立自然公園内にある龍仙峡、蛇生瀬の滝、鮎返しの滝をつくり小野屋で大分川に合流しています。

地勢は、各河川の両側が段丘状となっており、大分川を中心に分散され、ほとんどが傾斜地ですが、土地は肥沃で比較的水利に恵まれています。

気候については、瀬戸内式気候区に属し、気温は平均気温14.1℃、最高は30.3℃、最低0.4℃と比較的温暖です。降水量は、大分川流域部で年間1,800mm程度、黒岳付近が最も多く2,600mm程度となっています。風速は平均2m前後。風向は12月から3月にかけて北西風または西風が多く、他の季節は東北風または東風が多く、四季の変化に富んだ気候です。

庄内地域は徳川時代、阿南、南庄内は府内領に、東庄内は延岡と肥後領に、西庄内は天領と延岡領と府内領に属し、明治初年、各地区に用務所が置かれ行政事務を執りました。その後、明治22年町村施行により、阿南村、東庄内村、西庄内村、南庄内村となりました。

阿蘇野は、大友時代、朽網郷に属し、後に岡藩の領地となり、明治初年廃藩により岡県となりましたが、明治4年12月、岡県は大分県に包括され明治8年町村合併により直入郡阿蘇野村と改称、昭和25年に大分郡管下に編入されました。

以上の歴史的変革を経て昭和29年11月1日町村合併促進法に基づき、阿南村、東庄内村、西庄内村、南庄内村、阿蘇野村の5村による合併を行い、新たに庄内村として誕生しました。翌昭和30年4月1日、町制施行により旧庄内町として発足をしました。

産業としては農業が基幹産業です。現在では、第二種兼業農家の増加、すなわち住民の農業外収入に対する依存度が年々大きくなっています。

また、農業就業者の減少や高齢化、後継者不足による労働力低下といった事態も深刻化しています。これらのことは、農業だけにとどまらず、地域産業全般に言えます。

生活環境面でも、平坦部に立地する集落では、道路整備は比較的進んでいるものの、山間部に立地する集落では整備が遅れており、産業、生活の両面において地形による格差が生じています。

交通機関としては、JR久大本線が地域のほぼ中央を東西に貫いており、小野屋駅、天神山駅、庄内駅の3駅があります。県都である大分市へは平均30分で連絡しています。

道路交通網は、国道210号がJRと並行して地域を東西に貫いており、大分市（大分県庁）へ22.3km、35分で至ります。また、高速道へは、大分自動車道湯布院インターチェンジへ17.4km、別府インターチェンジへ19kmの距離です。

イ 由布市における過疎の状況

（ア）庄内地域

庄内地域の過疎化現象は、昭和30年以降の高度経済成長に伴い急激に進行しました。基幹産業の農林業は零細であり、農産物等の価格の低迷が他産業との所得格差を生じさせ、農林業から他産業へ移行する者が増大しました。また、地域内には優良な産業が少ないため、雇用の場を求めて人口の流出が起きました。こうした過疎化の現象は、人口の高齢化を生み、生産年齢人口の減少を引き起こし、地域の活力をも低下させました。

昭和45年以降、過疎地域の指定を受け、地域自立のための生活環境の整備、道路などの交通通信体系の整備等の事業を積極的に展開してきました。その結果、昭和50年頃から人口の減少は、若干鈍化に転じました。しかし、依然人口減少傾向は続いており、高齢者比率も平成27年には42.7%と、全国平均（26.6%）の約1.6倍となっています。

今後は、基幹産業である農業の基盤整備をはじめ、緑豊かな自然と田舎の原風景というすばらしい地域資源を最大限活用して、地域を支える原動力となる若者など生産年齢層の移住定住を図ることが重要な課題となっています。そのためには、引き続き、生活環境の整備、道路などの交通通信体系の整備、地域の魅力発信を推進し、魅力ある定住の場の確保に努める必要があります。また、高齢者も安心して生活できる、個性的で活力ある地域づくりを住民とともに推進し、地域の持続的発展と住民の協働による地域づくりも必要です。

ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性及び市の社会経済的発展の方向の概要

（ア）由布市全域

本市の就業者は、平成27年国勢調査によると、第一次産業就業人口比率が8.7%、第二次産業就業人口比率が14.1%、第三次産業就業人口比率が73.7%となっており、経済のサービス化が進み、第三次産業の拡大が続いています。

農業については、米、野菜、花き及び果実の栽培や畜産が盛んですが、農家数・農家人口とも減少しています。

工業については、挾間地域、庄内地域では、従来から取り組んできた企業誘致の効果、地場企業の成長にも支えられ、製造品出荷額は増加傾向にあります。

商業については、商店数は減少していますが、大規模店の進出により大分市郊外の

商業拠点としての機能を果たしています。

観光産業については、温泉や豊かな自然などに恵まれており、特に湯布院地域は多くの観光客が訪れています。

今後は、市内のみならず、由布市外との広域連携も含めて、様々な場面で効果的な連携体制を構築しながらまちづくりを進めていくことが重要です。また、行政だけでなく、市民、企業、団体など様々な主体の強みや得意分野を活かした協働によるまちづくりを推進することが求められています。

そうした連携と協働によるまちづくりを進める中で、由布市の強みを活かしながら、由布市が抱える様々な社会的課題を解決していくためには、市民一人ひとりが、由布市に「新しい価値」をもたらすような「創造的な取り組み」を進める姿勢が求められます。そうした市民一人ひとりによる「創造的な取り組み」が相互に連携、協働することにより由布市のまちづくりが連鎖的かつ発展的に進み、由布市の地域社会、地域経済、地域環境の持続性が高まっていくような「まちづくりの好循環」を実現していくことが求められています。

(イ) 過疎地域（庄内地域）

庄内地域の就業者は、平成27年国勢調査によると、第一次産業就業人口比率が21.4%、第二次産業就業人口比率が17.7%、第三次産業就業人口比率が59.1%となっており、経済のサービス化が進み、第三次産業の拡大が続いています。

本地域の農業は、経営規模が零細で生産水準も低いことから、農家戸数の減少及び農業就業人口の減少が続いています。また、荒れた農地や山林の増加、空き家の増加、過疎化の進行による集落機能の衰退が進む中、小規模集落も平成22年度は4地区、平成27年度には14地区、令和2年度では26地区と増加の一途をたどり、小規模集落の問題が顕在化しています。

森林施業は、除間伐が主体で零細な所有規模、木材価格の低迷、林業労働力の減少と高齢化などにより、生産活動は停滞しています。

商業は昭和41年には卸売・小売業が179事業所ありましたが、平成28年には、卸売・小売業が75事業所に激減し、小規模経営のうえ経営者の高齢化や後継者不足などにより、衰退傾向にあります。

観光については、男池や黒岳などの自然豊かな観光資源を有しているものの、観光客の増加には至っていません。

こうした中、高齢化に伴う後継者不足等により、本地域の産業は停滞傾向にあり、この状況を打破するためには、地域に内在する産業の活性化と、新たな付加価値を有する産業の創出が必要となっています。

そのためには、後継者不在の経営者資源を把握し、地域での就業を考える次世

代とのマッチングの仕組みを構築するなど、事業者間の交流や連携による新規事業、新分野への進出等を支援し、新しい発想のできる人材を育成することで、本地域が有する潜在的な力を活用した産業を育成していくことが求められています。

また、これからの本地域の産業振興にとっては、高度情報化に地域産業が的確に対応していくことが重要な課題であり、地域産業の発展に向けたICTの利活用促進の進展が重要となっています。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口

(ア) 由布市全域

本市の人口は、昭和40年から減少していましたが、昭和55年、昭和60年に増加に転じました。その後は微増減を繰り返しており、表1-1(1)のとおり、国勢調査によると、平成27年には34,262人となっています。

平成27年における年齢階層別では、年少人口(0歳~14歳)が4,288人、生産年齢人口(15歳~64歳)が18,907人、老年人口(65歳以上)が11,009人となり、老年人口が年少人口を大きく上回りました。推移を見ると、年々、老年人口の増加が著しい一方、年少人口は、昭和55年には一時増加したものの、その後は減少を続けています。生産年齢人口も、昭和55年、昭和60年に増加しましたが、その後は減少を続けている状態です。

平成27年の高齢者比率は、32.1%となり、高齢化が進んでおり、今後とも少子高齢社会の進展により、高齢者比率の上昇が予想されます。

本市の人口は2005(平成17)年までは、自然減を社会増で補い微増傾向にありましたが、合併をした2005(平成17)年から人口減少に転じ、市制施行時の35,386人が、2014(平成26)年には33,826人までに減少しました。一方、合計特殊出生率は合併以来、子育て支援政策に取り組んだことで上昇していて、2014(平成26)年度には、1.63まで上昇をしています。しかし、人口規模が長期的に維持される水準(人口置換水準2.07)を下回る状態は今日まで続いています。

また、本市でも、地方都市に共通の特徴である、20歳代前半から30歳代前半の結婚適齢期層人口の、極端な減少傾向が見られます。このことは、出生数にも大きく影響を及ぼし、人口減少に拍車をかけることが懸念されます。

1995(平成7)年国勢調査から2015(平成27)年国勢調査人口の比較をすると、3地域の人口の推移は、挾間地域は増加していますが、湯布院地域、庄内地域は減少しています。

また、大字ごとに比較しますと、湯布院地域の川北、挾間地域の向原、挾間、北方、下市、赤野、古野は増加していますが、その他の地域は微減、また、周辺部において

は減少傾向が加速しています。

挾間地域の人口増加要素の一因としては、市外からの転入者、又は、湯布院地域・庄内地域・挾間地域の周辺部等から、アパート・戸建て住宅の建設による、市内移動状況も顕著に表れています。

一方、表1-1(2)によると、本市の平成27年度末住民基本台帳人口は、男16,897人、女18,339人、計35,236人となっています。平成22年度末人口から3.25%の減となっています。

(イ) 過疎地域(庄内地域)

庄内地域の人口は表1-1(1)に見られるように昭和35年から平成27年までの55年間に46.3%と大幅に減少しています。昭和45年以降の減少率は比較的鈍化の傾向にあるものの、平成27年の国勢調査では平成17年と比較して8.4%減の7,552人となりました。主な要因は若年層を中心とした転出による社会減と、死亡数が出生数を上回る自然減が恒常化しているためです。

本地域の年齢層別人口構成を見てみると、65歳以上の高齢者数が増え、全体に占める比率も年々大きくなっています。平成7年には2,629人で、全体に占める割合は26.6%でありましたが、平成27年には3,222人で、全体に占める割合は42.7%まで増加しています。それに対して0~14歳人口は、平成7年には1,327人で、全体に占める割合13.4%から平成27年には615人となり、全体に占める割合は8.1%まで減少しています。15歳から64歳までの生産年齢人口を見てみると、平成7年には全体の60.0%でしたが、平成27年には49.2%まで減少しています。

また住民基本台帳からの人口の推移は、平成22年度末と平成27年度末の男女別人口を比較してみると、表1-1(2)に見られるように男性が432人減(△11.2%)、女性が482人減(△11.4%)となっています。全地域人口は1,146人減(△3.3%)となっています。

表1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

【由布市全域】

区分	昭和35年	昭和50年		平成2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率
総数	39,956	32,994	-17.4%	35,119	6.4%
0歳~14歳	13,876	7,148	-48.5%	6,213	-13.1%
15歳~64歳	23,451	22,046	-6.0%	22,841	3.6%
うち15歳~29歳(a)	10,191	6,945	-31.9%	5,922	-14.7%
65歳以上(b)	2,629	3,865	47.0%	6,059	56.8%
(a)/総数 若年者比率	25.5%	21.0%	-	16.9%	-
(b)/総数 高齢者比率	6.6%	11.7%	-	17.3%	-

区分	平成7年		平成17年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	34,773	-1.0%	35,386	1.8%	34,262	-3.2%
0歳~14歳	5,151	-17.1%	4,667	-9.4%	4,288	-8.1%
15歳~64歳	22,225	-2.7%	21,284	-4.2%	18,907	-11.2%
うち15歳~29歳(a)	6,051	2.2%	5,672	-6.3%	4,669	-17.7%
65歳以上(b)	7,397	22.1%	9,432	27.5%	11,009	16.7%
(a)/総数 若年者比率	17.4%	-	16.0%	-	13.6%	-
(b)/総数 高齢者比率	21.3%	-	26.7%	-	32.1%	-

表1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

【庄内地域】

区分	昭和35年 実数	昭和50年		平成2年	
		実数	増減率	実数	増減率
総数	16,287	11,658	-28.4%	10,235	-12.2%
0歳~14歳	5,967	2,359	-60.5%	1,616	-31.5%
15歳~64歳	9,201	7,818	-15.0%	6,405	-18.1%
うち15歳~29歳(a)	3,519	2,447	-30.5%	1,468	-40.0%
65歳以上(b)	1,119	1,481	32.4%	2,214	49.5%
(a)/総数 若年者比率	21.6%	21.0%	-	14.3%	-
(b)/総数 高齢者比率	6.9%	12.7%	-	21.6%	-

区分	平成7年		平成17年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	9,886	-3.4%	8,943	-9.5%	7,552	-15.6%
0歳~14歳	1,327	-17.9%	924	-30.4%	615	-33.4%
15歳~64歳	5,930	-7.4%	4,947	-16.6%	3,715	-24.9%
うち15歳~29歳(a)	1,456	-0.8%	1,152	-20.9%	690	-40.1%
65歳以上(b)	2,629	18.7%	3,072	16.9%	3,222	4.9%
(a)/総数 若年者比率	14.7%	-	12.9%	-	9.1%	-
(b)/総数 高齢者比率	26.6%	-	34.4%	-	42.7%	-

表1-1(2) 人口の移動(住民基本台帳)

【由布市全域】

区分	平成12年3月31日			平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	36,049	-		36,758	-	1.97%	36,382	-	-1.02%
男(日本人)	17,228	47.79%		17,662	48.05%	2.52%	17,389	47.80%	-1.55%
女(日本人)	18,821	52.21%		19,096	51.95%	1.46%	18,993	52.20%	-0.54%

区分	平成26年3月31日			平成27年3月31日			
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	
総数	35,458	-	-2.54%	35,236	-	-0.63%	
男(日本人)	16,941	47.78%	-2.58%	16,897	47.95%	-0.26%	
女(日本人)	18,517	52.22%	-2.51%	18,339	52.05%	-0.96%	
参考	外国人(男)	64	0.38%	-	62	0.37%	-
	外国人(女)	139	0.75%	-	127	0.69%	-

【庄内地域】

区分	平成12年3月31日			平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	9,937	-		9,596	-	-3.43%	9,020	-	-6.00%
男(日本人)	4,684	47.14%	-	4,551	47.43%	-2.84%	4,297	47.64%	-5.58%
女(日本人)	5,253	52.86%	-	5,045	52.57%	-3.96%	4,723	52.36%	-6.38%

区分	平成26年3月31日			平成27年3月31日			
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	
総数	8,258	-	-8.45%	8,106	-	-1.84%	
男(日本人)	3,931	47.60%	-8.52%	3,865	47.68%	-1.68%	
女(日本人)	4,327	52.40%	-8.38%	4,241	52.32%	-1.99%	
参考	外国人(男)	4	0.10%	-	3	0.08%	-
	外国人(女)	40	0.92%	-	23	0.54%	-

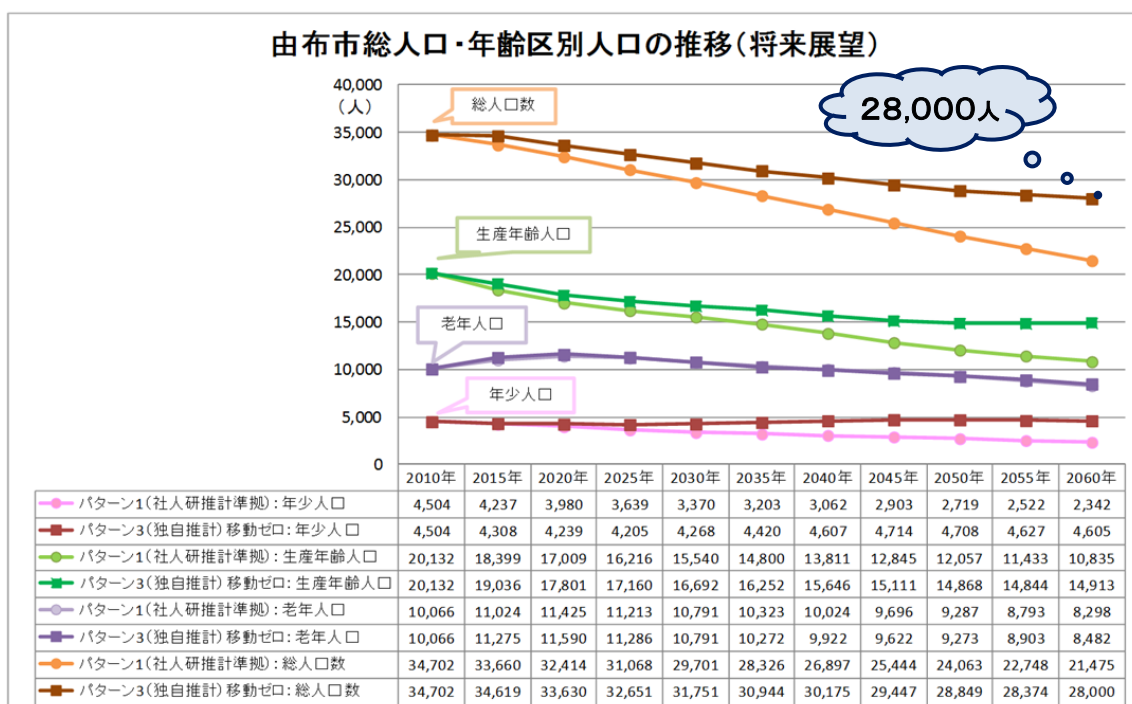
イ 産業

(ア) 由布市全域

表1-1(4)のとおり、国勢調査によると、平成27年の本市の総就業者数は、16,339人であり、第一次産業就業人口比率が8.7%、第二次産業就業人口比率が14.1%、第三次産業就業人口比率が73.7%となっています。

産業別就業者推移を見ると、本市の主要産業でもある第3次産業従事者の推移は、平成22年をピークに減少傾向に転じています。第1次産業、第2次産業従事者については、減少傾向が変わらない状況です。特に、第1次産業については、従事者の減少が激しく、平成7年から平成27年を見ると、7.5%減となっており、厳しい状況がうかがえます。

表1-1(3) 人口の見通し



	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
総人口数	34,702	34,619	33,630	31,651	31,751	30,944	30,175	29,447	28,849	28,374	28,000
0～4歳	1,449	1,406	1,385	1,416	1,469	1,536	1,603	1,576	1,531	1,522	1,554
5～9歳	1,454	1,448	1,406	1,384	1,415	1,469	1,536	1,602	1,575	1,530	1,521
10～14歳	1,601	1,454	1,448	1,405	1,384	1,415	1,468	1,536	1,602	1,575	1,530
15～19歳	1,508	1,600	1,453	1,447	1,404	1,383	1,414	1,468	1,535	1,601	1,574
20～24歳	1,630	1,506	1,597	1,451	1,445	1,403	1,381	1,413	1,466	1,533	1,599
25～29歳	1,782	1,626	1,502	1,594	1,448	1,442	1,400	1,379	1,410	1,463	1,530
30～34歳	2,010	1,778	1,622	1,499	1,591	1,445	1,439	1,397	1,376	1,407	1,460
35～39歳	2,018	2,003	1,772	1,618	1,495	1,586	1,441	1,435	1,393	1,372	1,403
40～44歳	1,799	2,082	2,067	1,828	1,670	1,544	1,640	1,491	1,486	1,445	1,424
45～49歳	1,844	1,853	2,068	2,053	1,819	1,662	1,536	1,632	1,484	1,479	1,437
50～54歳	2,037	1,892	1,834	2,047	2,035	1,803	1,649	1,524	1,619	1,472	1,467
55～59歳	2,591	2,076	1,861	1,806	2,018	2,007	1,780	1,627	1,504	1,598	1,453
60～64歳	2,913	2,620	2,025	1,817	1,767	1,977	1,966	1,745	1,595	1,474	1,566
65～69歳	2,184	2,916	2,533	1,961	1,763	1,717	1,922	1,911	1,698	1,552	1,432
70～74歳	2,213	2,149	2,769	2,414	1,872	1,686	1,647	1,843	1,832	1,629	1,487
75～79歳	2,164	2,102	1,979	1,561	2,242	1,744	1,575	1,541	1,722	1,706	1,524
80～84歳	1,766	1,905	1,810	1,720	2,236	1,975	1,542	1,393	1,365	1,524	1,509
85～89歳	1,099	1,358	1,430	1,389	1,338	1,757	1,571	1,223	1,104	1,087	1,210
90歳以上	640	845	1,069	1,241	1,340	1,393	1,665	1,711	1,552	1,405	1,320

	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
(年少人口) 0～14歳	4,504	4,308	4,239	4,205	4,268	4,420	4,607	4,714	4,708	4,627	4,605
(生産年齢人口) 15～64歳	20,132	19,036	17,801	17,160	16,692	16,252	15,646	15,111	14,868	14,844	14,913
(老年人口) 65歳以上	10,066	11,275	11,590	10,286	10,791	10,272	9,922	9,622	9,273	8,903	8,482
(後期高齢人口) 75歳以上	5,669	6,210	6,288	5,911	7,156	6,869	6,353	5,868	5,743	5,722	5,563

	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
年齢別割合(0～14歳：%)	12.98%	12.44%	12.60%	13.29%	13.44%	14.28%	15.27%	16.01%	16.32%	16.31%	16.45%
年齢別割合(15～64歳：%)	58.01%	54.99%	52.93%	54.22%	52.57%	52.52%	51.85%	51.32%	51.54%	52.32%	53.26%
年齢別割合(65歳以上：%)	29.01%	32.57%	34.46%	32.50%	33.99%	33.20%	32.88%	32.68%	32.14%	31.38%	30.29%
年齢別割合(75歳以上：%)	16.34%	17.94%	18.70%	18.68%	22.54%	22.20%	21.05%	19.93%	19.91%	20.17%	19.87%

表1-1(4) 産業別人口の動向(国勢調査)

【由布市全域】

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	
総数	19,218	18,161	-5.5%	17,665	-2.7%	16,713	-5.4%	17,056	2.1%	
第1次産業 就業人口比率	64.8%	59.6%	-	49.9%	-	38.4%	-	27.9%	-	
第2次産業 就業人口比率	8.0%	16.8%	-	12.3%	-	16.4%	-	19.6%	-	
第3次産業 就業人口比率	27.2%	23.6%	-	37.8%	-	45.1%	-	52.5%	-	

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	17,550	2.9%	17,332	-1.2%	17,617	1.6%	17,634	0.1%	17,771	0.8%
第1次産業 就業人口比率	26.0%	-	18.9%	-	16.2%	-	13.7%	-	12.4%	-
第2次産業 就業人口比率	17.9%	-	20.8%	-	21.6%	-	19.5%	-	16.5%	-
第3次産業 就業人口比率	56.0%	-	60.2%	-	62.1%	-	66.8%	-	71.1%	-

区分	平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率
総数	16,405	-7.7%	16,339	-0.4%
第1次産業 就業人口比率	9.2%	-	8.7%	-
第2次産業 就業人口比率	16.0%	-	14.1%	-
第3次産業 就業人口比率	74.3%	-	73.7%	-

(イ) 過疎地域(庄内地域)

表1-1(5)のとおり、平成27年の国勢調査によると、庄内地域の就業者総数は3,533人で、昭和55年の5,705人から35年間で2,172人の減、率にして38.1%の減少となっています。過疎化・高齢化により、今後ともこの傾向は続くものと予想されます。

産業別の内訳を見てみると、第一次産業就業比率が昭和55年の41.1%から平成27年には21.4%となっており、19.7%減少しています。

また、第二次産業の占める割合も、昭和55年の19.7%から平成27年には17.7%に減少しています。一方、第三次産業は昭和55年の39.2%から平成27年には59.1%に増加しています。

表1-1 (5) 産業別人口の動向 (国勢調査)

【庄内地域】

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	7,700		6,903	-10.4%	6,669	-3.4%	6,075	-8.9%	5,705	-6.1%
第1次産業 就業人口比率	73.6%		66.0%	-	60.5%	-	51.1%	-	41.1%	-
第2次産業 就業人口比率	7.0%		9.2%	-	11.1%	-	15.6%	-	19.7%	-
第3次産業 就業人口比率	19.4%		24.8%	-	28.4%	-	33.1%	-	39.2%	-

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	5,558	-2.6%	5,025	-9.6%	4,903	-2.4%	4,589	-6.4%	4,433	-3.4%
第1次産業 就業人口比率	41.3%	-	32.7%	-	28.1%	-	25.9%	-	24.5%	-
第2次産業 就業人口比率	19.5%	-	25.0%	-	26.2%	-	23.8%	-	21.0%	-
第3次産業 就業人口比率	39.0%	-	42.2%	-	45.6%	-	49.9%	-	54.5%	-

区分	平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率
総数	3,828	-13.6%	3,533	-7.7%
第1次産業 就業人口比率	21.0%	-	21.4%	-
第2次産業 就業人口比率	19.5%	-	17.7%	-
第3次産業 就業人口比率	59.0%	-	59.1%	-

(3) 市の行財政の状況

ア 行政の状況

(ア) 由布市全域

合併以来これまで様々な手法を活用しながら行財政改革を実施することで、市民が求める質の高いサービスを効率的に提供できる環境づくりに取り組んできました。

今後は、本格的な人口減少社会の到来や財政の硬直化への懸念が増すなかで、地域を活性化し活力を取り戻すための取り組みが求められています。

そのために第4次由布市行財政改革推進計画(令和3年度～7年度)において「健全な財政基盤の推進」、「効率的な行政運営の推進」、「市民とともに進めるまちづくり」

の基本方針を策定し、魅力ある地域の創生を基本としたまちづくりを目指して、その施策や事業に振り向けられる財源を確保することが重要な課題として位置付けています。

そのような現状を踏まえ、想定される将来の財政危機と地域衰退を回避し、市の永続的発展のため、歳入歳出全般にわたる財政運営の規律化や行政組織体としての効率的な経営、電子申請等を利用した行政スマート化の実現など、より徹底した行財政改革に踏み出す必要があります。

行財政改革は、市民サービスの充実を図りながら、由布市を健全に維持していくための一つの手段です。改革の実施にあたっては、痛みを伴うことも想定されますが、由布市のあるべき姿をみつめながら、行財政改革の本来の目的を見失うことなく、不断の努力によって、着実に改革を実行していきます。

行財政改革の推進体制として、行革推進本部を中心として、各課職員による行革プロジェクト委員など全職員が連携して行財政改革に取り組みます。

(イ) 過疎地域（庄内地域）

行政については、複雑多岐にわたる行政需要に円滑かつ的確に対応するため、時代に即応した行政サービスの効率化や職員の資質の向上を図りながら、事務事業の見直し、組織・機構の再編成を行うことにより、各課の統廃合を含め行政のスリム化や電算化・情報化を進めることで住民サービスに努め、効率的な行政運営に取り組んできました。

イ 財政の状況

(ア) 由布市全域

由布市の財政については、合併以降から依然厳しい状況が続いており、職員数の削減をはじめとする行財政改革を徹底して行ってきましたが、人件費や扶助費、公債費といった経常経費が増額となっています。今後も扶助費等の社会保障関係経費の増額は避けられず、さらに平成28年度から合併特例期間終了に伴う普通交付税の段階的縮減が始まり、令和3年度以降は現在よりも毎年約5億円が削減されると見込まれています。

今後ますます加速する少子高齢化とともに、都市部への人口流出による人口減少に突入することが予測されることから、市税の増は見込めず、財源の安定的な確保が非常に難しい状況にあります。

このようなことから、第二次総合計画や重点戦略プランを策定し、今後の由布市のまちづくりの指針を示すとともに、行財政改革の取り組みを強化し、施策の優先順位を洗い直し、既存事業の無駄を徹底的に排除し、持続可能な財政運営に努めていきます。

そうした中、財政運営にあたっての過疎対策事業債は大きなウェイトを占めており、その活用については、十分な検討を行います。

(イ) 過疎地域（庄内地域）

旧庄内町の財政については、表1-2(1)のとおり、歳入では普通建設事業に伴う地方債発行額の増加により、地方債残高は、平成12年度の52億8,855万9千円から平成17年度は56億893万7千円となっています。

平成17年合併後は、由布市全体で、令和元年度末の地方債残高は224億7,051万2千円となっています。

表1-2(1) 財政状況

(単位：千円)

区分	平成12年度		平成17年度	
	由布市	旧庄内町	由布市	旧庄内町
歳入総額 A	16,579,265	5,799,257	15,327,975	5,300,798
一般財源	10,624,652	3,378,933	8,936,900	2,753,497
国庫支出金	1,340,219	578,264	1,162,952	252,200
都道府県支出金	1,306,035	435,394	951,015	412,941
地方債	1,261,400	471,600	1,512,300	489,000
うち過疎債	362,500	362,500	186,200	186,200
その他	2,046,959	935,066	2,764,808	1,393,160
歳出総額 B	15,835,044	5,511,229	14,458,518	4,882,669
義務的経費	7,189,877	2,460,180	7,133,120	2,523,352
投資的経費	3,494,944	1,407,505	2,253,618	863,784
うち普通建設事業	3,188,168	1,344,992	2,068,200	817,596
その他	5,150,223	1,643,544	5,071,780	1,495,533
うち過疎対策事業費	1,328,266	1,328,266	799,200	799,200
歳入歳出差引額 C (A-B)	744,221	288,028	869,457	418,129
翌年度へ繰越すべき財源 D	335,245	101,276	584,472	371,506
実質収支 (C-D)	408,976	186,752	284,985	46,623
財政力指数	0.394	0.233	0.457	0.26
公債費負担比率	20.0	16.6	18.4	17.4
実質公債費比率				
起債制限比率	12.8	10.2	12.2	10.4
経常収支比率	90.3	89.9	97.7	99.2
将来負担比率				
地方債現在高	18,218,847	5,288,859	17,344,734	5,608,937

* H17. 10月合併により直近の財政状況

表1-2 (1-1) 由布市財政状況

(単位：千円)

区分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
	由布市	由布市	由布市
歳入総額A	19,086,715	17,972,637	18,465,768
一般財源	10,715,781	11,094,747	11,476,068
国庫支出金	2,284,235	2,022,795	2,510,304
都道府県支出金	1,719,394	1,483,969	1,634,715
地方債	3,374,253	2,462,723	2,032,359
うち過疎債	52,800	46,100	266,400
その他	993,052	908,403	812,322
歳出総額B	18,205,573	17,183,481	17,911,581
義務的経費	7,987,573	8,324,421	9,308,711
投資的経費	2,743,080	3,470,855	2,883,751
うち普通建設事業	2,739,242	3,207,090	2,792,904
その他	7,474,920	5,388,205	5,719,119
うち過疎対策事業費	70,206	46,899	266,400
歳入歳出差引額C (A-B)	881,142	789,156	554,187
翌年度へ繰越すべき財源 D	152,704	132,132	120,164
実質収支 (C-D)	728,438	657,024	434,023
財政力指数	0.467	0.467	0.440
公債費負担比率	13.2	14.9	18.5
実質公債費比率	9.3	6.3	7.4
起債制限比率	-	-	-
経常収支比率	86.5	89.4	95.8
将来負担比率	60.6	21.6	24.2
地方債現在高	18,162,375	19,591,915	22,470,512

ウ 施設整備水準等の状況

(ア) 由布市全域

表1-2 (2) のとおり、施設整備状況は、市道改良率、舗装率、水道普及率、水洗化率については、着実に整備が進んでいます。

一方、過疎地域（庄内地域）については、市域全体より整備が遅れています。

表 1 - 2 (2) 主要公共施設等の整備状況

【由布市全域】

区 分	昭和45 年度末	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末
市町村道					
改良率(%)	16.30	30.10	48.20	57.00	60.40
舗装率(%)	12.20	73.30	79.90	91.70	95.20
農道					
延長(m)				144,807.00	143,405.00
耕地 1 ha 当たり農道延長(m)				37.40	40.97
林道					
延長(m)					65,370.50
林野 1 ha 当たり林道延長(m)					2.83
水道普及率(%)	67.00	85.70	89.00	91.30	91.70
水洗化率(%)					62.00
人口千人当たり病院、診療所の病 床数 (床)			32.90	31.40	31.42

区 分	令和元 年度末
市町村道	
改良率(%)	60.87
舗装率(%)	95.41
農道	
延長(m)	141,234.00
耕地 1 ha 当たり農道延長(m)	-
林道	
延長(m)	65,370.50
林野 1 ha 当たり林道延長(m)	2.83
水道普及率(%)	94.50
水洗化率(%)	78.01
人口千人当たり病院、診療所の病 床数 (床)	30.84

(イ) 過疎地域 (庄内地域)

表 1 - 2 (2 - 1) のとおり、庄内地域の施設整備状況は、市道の舗装率は、97.3%と高いものの、改良率は47.9%にすぎません。

また、水洗化率についても、依然として低い状況となっており、生活環境基盤の整備充実を図る必要があります。

表 1 - 2 (2 - 1) 主要公共施設等の整備状況

【庄内地域】

区 分	昭和45 年度末	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末
市町村道					
改良率(%)	8.50	11.60	37.30	40.90	46.70
舗装率(%)	25.20	78.70	96.10	97.10	97.30
農道					
延長(m)				29,086.00	35,384.00
耕地 1 ha 当たり農道延長(m)					-
林道					
延長(m)					65,370.50
林野 1 ha 当たり林道延長(m)					2.83
水道普及率(%)	41.90	78.40	83.40	83.70	78.13
水洗化率(%)					56.00
人口千人当たり病院、診療所の病 床数 (床)			1.94	3.82	6.45

区 分	令和元 年度末
市町村道	
改良率(%)	47.90
舗装率(%)	97.30
農道	
延長(m)	35,384.00
耕地 1 ha 当たり農道延長(m)	-
林道	
延長(m)	35,797.00
林野 1 ha 当たり林道延長(m)	-
水道普及率(%)	90.40
水洗化率(%)	68.00
人口千人当たり病院、診療所の病 床数 (床)	7.94

(4) 地域の持続的発展の基本方針

ア 由布市全域

合併直後に課題であった、人と人、地域と地域の「融和」は、これまでの 10 年間で第一に取り組んできました。それによって築かれてきた「融和」を礎とし、今後はその

次のステップとして、「連携」と「協働」をまちづくりの基本理念とします。由布市内のみならず、由布市外との広域連携も含めて、様々な場面で効果的な連携体制を構築しながらまちづくりを進めていくことが重要です。また、行政だけでなく、市民、企業、団体など様々な主体の強みや得意分野を活かした協働によるまちづくりを推進することが求められています。

地域の良さや強みを認識・共有し、その多様性を活かしながら、住民が主体性を持った中で積極的な参画がなされている状況を、「地域自治を大切にした」由布市のまちづくりの姿と考えます。

さらに、そうした連携と協働によるまちづくりを進める中で、由布市の強みを活かしながら、由布市が抱える様々な社会的課題を解決していくためには、市民一人ひとりが、由布市に「新しい価値」をもたらすような「創造的な取り組み」を進める姿勢が求められ、市民一人ひとりによる「創造的な取り組み」が相互に連携、協働することにより由布市のまちづくりが連鎖的かつ発展的に進み、由布市の地域社会、地域経済、地域環境の持続性が高まっていくような「まちづくりの好循環」を実現していくことが重要です。

一方、大分市等周辺自治体とで構成する大分都市広域圏計画は、「活力に満ち安心して暮らせる圏域づくり」を将来像として定めています。「活力とにぎわいに満ちた圏域づくり～地域経済の活性化、交流人口の増加～」 「安心・安全に暮らせる圏域づくり～防災・消防・救急体制の整備～」 「美しく住み良い圏域づくり～水質の保全、生活環境の保全～」 「健康でいきいきと暮らせる圏域づくり～健康の増進、生涯学習・子育て支援体制の整備～」 を目指す圏域として県勢振興の重要な位置づけがなされております。

また、大分都市広域圏ビジョン「連携中枢都市圏構想」をも視野に連携中枢都市である大分市との連携をとりながら、圏域の経済の活性化、圏域の魅力を高めるとともに、住民が安心して快適に暮らすことのできる地域を形成する目的のもと、本地域もその中核を形成する地域として期待が寄せられています。

以上の観点から、「連携」と「協働」により、「創造」(＝新しい価値)と「循環」(＝持続性)を生み出しながら、「地域自治を大切にした 住み良さ日本一のまち・由布市」に向けたまちづくりを進めていきます。

イ 過疎地域（庄内地域）

庄内地域は、昭和45年に過疎地域に指定されて以来、道路、住宅、産業施設、教育文化施設、消防施設等、住民の生活向上のための様々な整備を行い、基礎的な生活環境の整備に取り組んできました。

しかしながら、少子高齢化等による人口減少はもとより、地場産業の衰退、経済活動の低迷、地域集落の衰退等、様々な問題を抱える中で、今日まで過疎からの脱却には至っていない状況です。

ウ 第二次由布市総合計画

そうした中、由布市のまちづくりの指針として第二次由布市総合計画が策定され、「地域自治を大切にしたい住み良さ日本一のまち・由布市」という目標の下、その実現に向けた6つのテーマが掲げられています。

そこで、以下の6つのテーマを基本に大分県地域過疎自立促進方針と同一基調の下、住民の「夢」「望み」「思い」を実現するための諸施策に取り組み、一人ひとりがいきいきと輝き、快適に暮らすことのできる持続可能なまちづくりを推進することで、庄内地域に「住んでいてよかった」「住み続けたい」と思える人々で溢れるまちの実現を目指します。

【みんなで進める！持続可能なまちづくり】

「まちづくりの主人公は市民」との理念の下、庄内地域においても協働によるまちづくり、コミュニティ組織の支援・強化等を推進していきます。

また、近年頻発する自然災害や、地域公共交通の衰退など安心して住み続けることが難しい状況も生じています。「自助」「共助」「公助」それぞれを大事にしながら、消防・防災、防犯、交通安全、公共交通、消費生活の各課題に取り組み、安心して暮らせる地域社会の創造を推進します。

【一人ひとりの力を活かせるまちづくり】

生涯を通じ健康な生活を送れることは、多くの人々の願いです。そして、健康で自立した生活を営むためには、地域社会との関わりを作っていくことが大切です。幼少期から高齢期まで一貫した健康意識の高揚を図り、様々な分野と行政が連携しながら健康づくりに取り組みやすい環境づくりを推進します。

また、庄内地域においては、高齢化の更なる進展と人口減少という大きな人口構造の変化に伴い、生活のためのニーズは年々増加、多様化しています。必要な人に必要なサービスがその人に合った形で提供され、誰もが住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けていくことができる地域づくりを推進します。

【人や文化を育むまちづくり】

庄内地域は、生涯学習宣言町の伝統を受け継ぎ、人権尊重と男女共同参画の基盤の下に、一人ひとりが生涯を通じて学びを深める環境づくりと、健康で充実した生活を送ることができるよう誰もが楽しむことができるスポーツ振興に努めます。

特に学校教育においては、未就学期から発達段階に合わせた教育環境を整備し、幼小中高の連携を充実させ、生きる力を育むとともに、「庄内神楽」をはじめとする歴史文化資源を活かした地域学習を推進することにより、故郷を誇りに思う心情の育成を目指します。また、少子化や人口減少が進み、家庭環境も多様化している中で、すべての子どもが笑顔に包まれ健やかに育つ環境の整備や、そのためのきめ細かな支援を行い、安心して子どもを産み育てることができる地域づくりを推進します。

【経済の循環から地域が潤うまちづくり】

庄内地域は、米や梨をはじめとする農林畜産業が主要産業です。これらは、住民の日々の食材を提供し、健康維持の役割を担うだけでなく、緑豊かな自然景観を生み出す重要な産業であり、豊かな暮らしを支える基盤となっています。今後は、農村空間の中で暮らし働ける由布市らしいライフスタイルを提案しながら、次世代への継承を視野に入れ、新たな価値を創造し、所得向上に繋げることにより、農林畜産業が地域資源を活かす持続可能な産業となるよう取り組みを推進します。

また、農商工観の連携を強化し、地域の賑わいを生み出すために、地産地消・特産品ブランド化及び今後更なる需要が見込まれているコミュニティビジネスを推進します。

【豊かな環境の中で快適な暮らしが実感できるまちづくり】

庄内地域には、黒岳をはじめとする全国に誇ることのできる雄大な自然があります。先人から受け継いだこの財産を守り、後世に引き継ぐことはこの地域に暮らす私たちの責務です。この豊かな環境を保全・再生し、環境負荷の少ない生活を促進することでその価値を高めていきます。また、既存インフラを最大限に活用しながらICTを活用した社会基盤の高度化を図り質の高い生活環境を整備するとともに、空き家等の対策事業を推進します。

【地域を知り、表現するまちづくり】

住民一人ひとりが自分たちの地域の魅力を知り、自分たちの地域に対して誇りを持つことが「住み良さ日本一のまち」に向けた地域コミュニティ形成の基盤となります。庄内地域の持つ環境、風景、歴史、伝統等を住民自身が見て、感じ、共有することが重要です。住民のふるさと意識の醸成や地域外からの庄内地域への関わり合いを育ていくために、人材や組織の育成、仕組みの構築を進め、地域プロモーションを戦略的に推進します。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

地域自治を大切にしたい住み良さ日本一のまち・由布市をまちづくりの目標に、みんなで進める！持続可能なまちづくり、一人ひとりの力を活かせるまちづくり、人や文化を育むまちづくり、経済の循環から地域が潤うまちづくり、豊かな環境の中で快適な暮らしが実感できるまちづくり、地域を知り、表現するまちづくり6つの項目からそれぞれに対応し、実施に当たっては、13の重点戦略プランを設定し、既存の課や組織を横断的に取り組むようにしています。まちづくりの目標の実現に向けて取り組み、令和7年(2025年)の将来計画人口32,000人を目指します。

成果指標	現状 (令和2年度)	目標 (令和7年度)	成果指標の説明
人口	33,838人	32,000人	現状：住民基本台帳 目標：人口ビジョン

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画達成等の評価等取組については、全庁的に実施している事業評価や総合計画などの進捗管理により、事業毎にPDCAサイクルに基づいて効果検証や進捗管理を行います。

また、記載事業をはじめとする計画全体の進捗状況については、毎年、庄内地域自治委員会で報告を行います。

具体的には決算の議会承認後、議会には定例会等において進捗報告を行っていきます。その他、庄内地域自治委員会におきましても報告を継続し、ホームページなどによる日常的な情報発信などの方法により周知を行っていきます。

(7) 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

由布市の公共施設においても、計画的な改修、適切な建替え等を実施していく必要があることから、「由布市公共施設等総合管理計画」を平成28年度に策定しました。

この公共施設等総合管理計画においては、次世代に大きな負担を残さない安心・安全な公共施設を基本理念とし、基本方針として、公共建築物の延床面積の適正化として、新規建設を行う場合は、既存施設の更新面積等の縮減を合わせて行います。また建て替えを行う場合も、人口減少に伴う需要量の変化や、財政状況等を踏まえ、目標達成に向け適正な延床面積を検討します。延床面積を縮減するため、機能をできるだけ維持しつつ、1機能1施設の考えから脱却し、「施設維持」から「機能維持」へ転換し、多目的化・複合化・集約化を行います。

次に、公共建築物の有効活用として、利用率等が低い既存施設で、建物性能が高いものは必要な整備を行い、用途や機能を変更することにより、有効活用していきます。

また、市民ニーズの多様化により、防災・環境・安全面に配慮した施設の見直しを行います。

次に、公共建築物の整備として、今後も継続していく施設については、現在の「事後保全型の修繕」に「予防保全型の修繕」を取り入れ、建て替えの周期を伸ばし長寿命化を図ります。

次に、財政負担の縮減として、財政状況を踏まえ、更新費用が膨らむ年度においては、更新を行う施設の優先順位を検討し、各年度の更新費用を標準化します。

また、利用率や稼働率、費用対効果の結果に基づき、施設に合った適正な運営を行い、民間活力の導入についても積極的に検討します。

次に、インフラ系の整備として、新規整備については、市民ニーズ及び費用対効果や経済効果を検討し、整備します。

また、安心・安全なサービス水準を維持するため、既存のインフラ系については定期的に調査・点検を実施し「予防安全型の修繕」に努め、施設の長寿命化を図ります。

次に、財政負担の縮減として、現状の投資額を最低限維持し、新設及び修繕を計画的に実施することにより、単年度の偏りを無くし標準化を図ります。

また、長寿命化や更新費用の標準化を可能な限り図るとともに、長期にわたり財政負担が緩和されるような経済的で合理的な仕様を検討し、ライフサイクルコストの縮減を図ります。また、民間活力の導入についても積極的に検討します。

このようなことから、「由布市過疎地域持続的発展計画」に係る全ての公共施設は「由布市公共施設等総合管理計画」との整合性を図り、公共施設利用促進のための統廃合、機能強化を促進し、将来の財政負担を軽減し限りある財源を効果的に投資できる体制・取り組みを推進していくことに努めます。

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題

ア 移住・定住・地域間交流

由布市は、豊かな自然環境、そして大分都市圏という立地にありますが、近年は少子高齢化が進み、空き家の増加、自治区の存続も懸念されております。また、単に移り住むだけの移住では、地域とのつながりが形成されにくいいため、自治会や地域文化の維持が困難な状況になることが懸念されております。

由布市旧庄内町では、人口減少対策及び若者定住を目的として定住化促進条例（H5）や定住促進条例（H13）及びマイホーム祝金条例（H13）等により定住促進事業を実施してきました。（平成17年合併後廃止）

近年は、第1次産業を取り巻く情勢が大きく変化する中で、若者の流出・少子高齢化により、地域の過疎化がさらに進行し、地域経済の低下に大きく影響しています。

特に庄内地域の57自治区では、高齢化率が50%を越えているいわゆる小規模集落の自治区が、この5年間で4自治区から14自治区に増加しており、地域の過疎化・高齢化はさらに進行し、組織の維持・強化、人材の発掘と育成、地域内の連携・強化が課題となっています。

また、地域間交流では都市住民をはじめとする他地域の人々と日常的に交流する機会や場をつくることで、お互いの地域の情報交換を通して多様な価値観の出会いを求めながら、生きがいつくり、ネットワークづくりを推進し、地域に活力を生み出していく必要があります。

本地域では、平成2年に福岡県庄内町と姉妹町提携を行い、市町村合併まで交流を続けてきました。その他にも国内、国外の地方公共団体や民間団体等と各種交流事業を実

施してきました。特に本地域の文化資源である庄内神楽を通じての交流は盛んで、今後も国内に限らず国外の人々とも交流し、人づくりや特産品の振興など、地域活性化に役立てていく必要があります。

また、庄内地域は、私たちの誇りである雄大な自然を活かしたイベントや全国に誇る伝統芸能「庄内神楽」のイベントを開催しています。イベントを開催することにより地域内外との交流が促進され、さらに住民が実際にイベントに携わることでまちづくりへの意欲が高まり、心豊かなまちづくり、人づくりが促進されています。

今後も交流人口の拡大や観光振興のため、伝統芸能「庄内神楽」ならびに雄大な自然を全国へ発信し、さらなる庄内のファンづくりを通して推進していく必要があります。

イ 人材育成

人材は、地域社会や産業経済の発展を支える重要な基盤であり、これからの時代は、国際化や情報化、技術革新など社会の変化に柔軟に対応できる、創造性に富んだ優れた人材の育成が求められています。

また、地方分権時代を迎え、地域においては、自ら考え自主的に行動できる人づくりが求められています。

(2) その対策

ア 移住・定住・地域間交流

由布市の持つ豊かな自然環境、農林畜産業等の営み、それらとともにある暮らしを直接肌で感じ、体験できる交流の場を提供することは、来訪者が由布市の魅力をたっぷりと感じ、心身ともにリフレッシュするとともに、市民自身が地域の魅力を再認識する機会となります。このような地域体験型交流としてツーリズムを推進していきます。

さらに、由布市へ移住し、就労を希望する者に対して、空き家バンクや農地バンク、就労や就農、関連する研修などの斡旋が行えるよう一本化した情報収集の場と、その情報をもとに由布市への定住を支援します。

加えて、U I J ターン事業の推進やリフォーム費等を助成するなど、戦略的な地域プロモーションを推進します。

指標名	直近値	目標値	指標の説明
人口動態における社会動態の推移数	46人(H30年度)	±0(R7年度)	転入者と転出者による社会動態の増減の差
空き家バンクへの新規登録件数	29件(H30年度)	年30件(R7年度)	空き家バンクへの登録物件
空き家バンク利用率	66%(H30年度)	85%(R7年度)	利用可能な空き家への利用状況率 (契約数/登録数)
移住・定住施策を活用した移住定住者数	38人(H30年度)	年45人(R7年度)	市制度を利用した対象者

また、転入者と転出者による社会動態の増減差を0人、空き家バンクへの新規登録件数では登録物件を30件、空き家バンク利用率を85%、市制度を利用した移住定住者数年45人を令和7年度の目標値と定め移住定住に取り組みます。

また、公的な交流事業においては、交流対象の選定、ビジョンや事業内容など本地域にとって活性化につながる交流推進策を検討します。また、庄内神楽を通じた交流は国内、国外を問わず展開を図り、人づくりや産業経済の活性化はもちろん、地域や住民の自立につなげて行きます。この毎月1回のかぐら定期公演のイベントを開催することにより地域内外との交流が促進され、さらに住民が実際にイベントに携わることでまちづくりへの意欲が高まり、心豊かなまちづくり、人づくりが促進されています。

また、国立公園「黒岳」・「男池」など、豊かな湧水、地区の恵まれた自然環境を保全するとともに、都市住民との地域間交流を通じて、心豊かなまちづくり、人づくりを行いながら交流人口の拡大を目指します。

その他、若者定住住宅推進事業の整備を継続して進め若者の定住促進を図り、地域の活性化につながる目的として基金積み立てを行います、用途には他市からの若者定住者に3年（5年）以上住み、今後も定住する意向や確約が取れば1世帯100万円支給するための財源として基金を使い、若者定住を目指します。

イ 人材育成

青少年を中心とした産業、福祉、文化、スポーツ等のあらゆる分野に関わる住民を国内外の先進地へ派遣し、研修や交流などを通じて将来の庄内地域を担う創造性豊かなたくましい人材の育成を進めます。

ウ その他

大分県内の7市1町で構成する大分都市広域圏の基本連携項目のうち「高等教育・研究開発の環境整備」「移住・定住対策」「人材育成・交流」に掲げる連携効果に資する取り組みを実施することにより本計画に記載する移住・定住・地域間交流の促進、人材育成をより効果的に進めます。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住	若者定住住宅推進事業	由布市	
	(2) 地域間交流	ふるさと祭り、神楽まつり支援事業	団 体	
		関係人口創出事業（ふるさとワーキングホリデー／ワーケーション推進等）	由布市	
		都市と農村の交流促進事業	由布市	
	(3) 人材育成	国内・国外研修補助	由布市	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	由布市に住みたい事業	由布市	
		U I J ターン推進事業	由布市	
		地域活力創造事業	由布市	
		由布コミュニティ事業	由布市	
		小規模集落支え合い事業	由布市	
		若者定住住宅推進事業（基金積立）	由布市	
	(5) そ の 他	自治総合センター事業	民 間	
電源立地交付金事業		由布市		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画において、該当する施設はありませんが、公共施設等管理計画の基本方針に基づき、施設の新設が必要な場合は中期的な目標数値の範囲内で費用対効果を考慮し、建設をします。

3. 産業の振興

(1) 現状と問題点

ア 農業

第一次産業の中心である農業では、農畜産物の輸入自由化をはじめとして、農業経済情勢も著しく変化してきており、庄内地域では担い手対策、自給率向上を目指し食料・農業・農村基本法の主旨に鑑み、認定農業者の確保を進め、担い手の育成・確保に努めています。

しかし、農村の過疎化、高齢化の進行により、土地利用が衰退し、休耕地・耕作放棄地・荒廃地が年々増加しつつあります。特に荒廃地については、耕作地としての原状回復が困難な状況になっており、有害鳥獣、特にイノシシの増加にもつながり、農作物に対する被害が増加して集落及び個々の農家では、防止対策に苦慮しています。

また、農業就業者や後継者が著しく減少傾向にあるため、農地の流動化による規模拡大等も進まず、農業労働力の低下が進行しています。

このような状況の中で、平成12年度より中山間地域直接支払制度を活用した取り組みを開始し、現在は53の集落協定、17の個別協定を締結して取り組んでいます。しかしながら、高齢化等により協定が締結できない集落もあり、これから新たな段階に向けた取り組みが望まれます。

また、農業就農者の年齢別構成をみると、平成27年の国勢調査によると全農業就業者数は736人となっており、前回の国勢調査からみて約8%減少しており、さらに、農業就農者の高齢化も加速化傾向にあります。

農業後継者の状況をみると、後継者がいない若しくは未定である状況が約7割とのアンケート結果が出ており、従来から指摘されている新規就農者の確保ならびに後継者育成はかなり深刻な問題となっています。

農業経営の面では、認定農業者の育成・確保と農業を集落で支える集落営農集団の育成・経営安定が課題となっています。

農業生産については、米・麦をはじめ、畜産（肉用牛等）と高収益作物（イチゴ、とうがらし、オクラ等）の推進による規模拡大と農用地の有効利用、食品企業との連携等による産地化や集出荷体制の整備、最先端技術の導入等による生産性の向上やコスト削減、地域特産物の加工による高付加価値化への取り組みが益々重要な課題となっています。

また、農業は自然環境と最も調和し得る産業ですが、生産性追求等に伴い、環境への負荷の増大が懸念されています。これからは、農薬及び肥料等の適正使用の推進により、環境と調和を図りつつ持続的な農業が確立できるよう、研修会、学習会等を行う必要があります。

イ 林業

庄内地域の森林面積は10,486haで、総面積14,029haの74.8%を占めています。そのうち人工林面積は5,352ha、天然林面積が2,850haとなっています。

人工林の大部分は、間伐等保育を必要とする森林であり、これらの森林の適正な管理が必要です。そのため、林業基盤整備や木材加工施設等の整備を行い、鳥獣対策も含めた、計画的かつ安定的な林業生産活動の推進と生産性の向上を図る必要があります。又、森林の有する教育・文化機能に着目し、森林を都市と山村の交流の場として整備していくことも必要です。

椎茸の栽培については、大分県を代表する重要な産業として地域振興に貢献していますが、産地間競争の激化や、生産者の高齢化等きわめて厳しい状況にあります。消費拡大のための宣伝を行うとともに、菌床栽培の導入や人工ほだ場等の施設栽培を促進し、人手不足の解消と作業の効率化を図らなければなりません。

ウ 商業

庄内地域内には、JR久大本線の駅前（庄内駅・天神山駅・小野屋駅）を中心に商店街が以前は形成されていましたが、今日では国道210号沿いに移転する商店が増えました。さらに、車社会への移行により公共交通機関離れが進んだことで、駅に付随して発展してきた駅前を中心とした商店街は空洞化しており、集客力が低下するとともに消費者ニーズに対応することが困難な状況にあります。

また、消費者動向は、大分市郊外の大型ショッピングセンター等へと移行しています。

エ 工業

庄内地域の工業は製造業が主体となっており、社会情勢の変化により企業立地の要件も変わりつつあることから、地場産業を育成し、地元の人を雇用する企業の誘致に努めなければなりません。

また特定の産業に偏らず多様な業種において小規模であっても魅力的な企業を育成し、創業の支援を行うことが必要です。

オ 観光

観光レクリエーション活動は、余暇時間の増大や生活水準の向上等により、今後ますます活発化するものと予想されます。傾向として見物型から活動型へ、団体型から家族・グループ型への転換がみられ、自然志向型・体験型観光への参加志向が高まっています。

庄内地域は、黒岳・男池を核として、自然志向の観光レクリエーション客が求める観光資源が多いことから、観光入込客数も令和元年には107,599人となっています。

今後は、庄内地域の神楽・水・自然を活かして、都市住民が豊かな自然や農村文化などを気軽に体験できる自然志向型・体験型観光の魅力づくりを図っていく必要があります。

(2) その対策

ア 農業

農業については、農家、特に専業農家の減少、農業就業人口の高齢化、経営耕地面積の減少等、農業を取り巻く環境が危機的な状況にある中で、水田の畑地化による米から高収益な園芸品目等への生産転換を進め、土地利用型農業活性化対策や鳥獣害対策など事業の推進に取り組みます。

具体的には水田活用の直接支払交付金による事業の実施、農地中間管理事業を活用した認定農業者等の担い手に対する農地利用集積の促進、高収益な園芸品目等を中心とした生産構造への転換を推進し、大規模園芸産地づくりに向けた農地の整備や流通、販売対策を強化し、中山間地域直接支払制度や多面的機能支払交付事業を

活用した集落営農の推進、更には技術・経営指導、金融制度、経営安定対策によって経営基盤の強化を促進します。

また、年々増加傾向にある鳥獣による農作物の被害の軽減を図るため、電気柵等の設置や、鳥獣害対策専門員等による集落全体の被害対策活動の支援等、予防・捕獲対策を推進します。

一方、農村女性・高齢者などの多様な能力を活かした生産活動（野菜栽培技術講習等）・起業活動（直販施設等）の支援や、消費者との連携・都市住民との交流を通じて農業・農村の持つ多面的な役割に対する理解の促進に努め、農業に支えられた食や文化等の資源を十分に活用した由布市独自の農家民泊を推進するとともに、伝統技術、郷土芸能（竹箆づくり・庄内神楽等）を伝承して、世代を超えて誇りと活力に満ちた「むらづくり」を行います。

さらに、全農業就業者数700人以上の確保に努め、新規就農者にはファーマーズスクール等の研修体制を整備し、令和7年度までに支援制度の利用件数60人を目標に地域リーダーとなる担い手農家の育成に努めます。

指標名	直近値	目標値	指標の説明
異業種交流会の開催数	1回/年(H30年度)	5回/年(R7年度)	異業種交流会開催(産業別含む)
市内新規就労・就農者数	26人(累計) (H28~30年度)	60人(累計) (R1~7年度)	新規就労・就農支援制度利用件数
創業件数	5件(H30年度)	8件(R7年度)	創業支援制度利用件数
研修先となる 先進農家軒数	延べ6軒(H30年度)	延べ10軒(R7年度)	技術や経営の指導が可能な先進農家数

□中山間地域の条件を活かした農業経営と集落営農の推進

庄内地域の農地は、標高70mから600mの間に散在しています。平坦地域、中山間地域、高冷地地域の3つに大別することができ、それぞれ地形や地質、気温など自然的条件が異なります。こうした自然的条件や地域の特性を活かして、米、麦、畜産、施設園芸（トマト、イチゴ等）、露地野菜、果樹等の作物を組み合わせた適地適作方式による農業経営を推進し、農家所得の増大を図ります。

また、高齢化等により農業後継者が不足し、耕作放棄地の増加が懸念されていますが、今後は集落営農の推進により、担い手となる営農組織を育成し、経営の多角化を図りながら農業、農村を維持発展する体制の整備を進めます。

□庄内地域の肉用牛増頭推進と排せつ物適正処理

庄内地域の畜産は、県下でも代表的な産地となっており、優良基礎牛の保留や導入資金の貸付を行い、市場価格の高い子牛の生産を推進し、質・量の向上を図ります。また、飼料自給率の向上と生産コストの低減による経営の安定と多頭飼育の推進を図ります。

具体的には、大分県農業協同組合中西部事業部の肥育センターを核にして、地域内繁殖・肥育一貫生産体制を構築し、畜産農家においては優良基礎牛の保留や導入資金の貸付を行い、価値の高い子牛の生産を図ります。

また、主食用米からの転換による飼料作物の作付けにより、粗飼料自給率の向上及び放牧地を活用し、生産コストの低減化を図ります。さらに高齢者の畜産農家等の作業支援として、ヘルパー制度の充実を図ります。

排せつ物適正処理につきましては、家畜排せつ物に起因する環境汚染の発生を防止するため、家畜ふん尿の適切な管理、利用に対する施策（堆肥舎等の整備）を充実し、堆肥化を推進するとともに、土づくりを基本とした耕種部門との連携を強化することにより、資源循環型農業の構築を促進し、環境保全型畜産経営の確立を目指します。

□売れる庄内米づくりと麦・大豆・飼料作物等土地利用型作物の推進

米の需要量の減少による価格の低迷等の問題を抱える中、低コスト生産の推進とヒノヒカリー極集中によるリスクの回避を目的とした品種の分散等が必要となるため、経営規模の拡大や先端技術の導入、特A米など魅力のあるコメ生産地の育成により、足腰の強い生産体制の確立を図ります。

また、消費者ニーズを受け安全・安心を基本に完熟堆肥の投入、減農薬等の安心・安全な米づくりを推進します。

さらに、自給率の低い麦・大豆等の生産拡大を図るため、農地の排水対策、作付けの集団化、契約栽培等の販路開発、加工品等に農協と連携をとりながら推進していきます。飼料作物については、団地化・集積化及び1年2作の作付け等でコストの低減に努め、安全な飼料づくりで安定的な供給体制を整備します。

□施設園芸・露地野菜・果樹の振興

施設園芸等については、所得性の高いイチゴ、高冷地の冷涼な気象条件に適合した夏秋トマト等をほ場整備を実施した地域を中心に生産構造への転換を推進し、大規模園芸山地づくりに向け推進していくとともに、高齢者でも栽培可能な省力施設の導入や取り組みやすい新規作物の導入、設備投資の低い簡易ハウスでの野菜栽培等の推進に努めます。また、露地野菜については、セリ栽培と所得性の高いオクラ栽培を現在の産地を中心に推進します。

果樹については、特産品である梨を中心に団地化を図り、先進的な栽培技術を導入しながら後継者育成と産地のブランド化を推進します。

□市場等の流通販路の開拓

消費者である地元住民や観光客、近隣の大消費地をターゲットに販売戦略を立て、流通体制の見直し・検討を推進します。消費者ニーズに応えるため、栽培履歴の管

理や減農薬等を目指した栽培で安心・安全な農産物を提供し、さらに、集出荷施設の充実を図り、高品質な農産物だけでなく規格に合った農産物の安定した出荷を目指します。また、産地の規模拡大や後継者育成で産地づくりを推進し農産物のブランド化を確立します。

都市住民に対する市場動向調査等を行い、行政・農協・生産者が一体となって販路を開拓し、農家の安定的な経営を確立します。併せて地域の農産物を消費者に紹介・宣伝し、新たな販路の拡大を図るため、インターネット等を活用し、情報の発信のシステム化を確立していきます。

□農業後継者の育成・確保と認定農業者の養成

庄内地域では、農業経営者の組織化を行い、農業技術の高度化に対応するため、市・農協・農業委員会・大分県の関係機関が中心となって研修会の開催を図っていきます。

また、年間5回の交流会を開催し、異業種との交流や都市との交流を進め、新規就労・就業者数では支援制度の利用件数を累計で60人を目標にし、後継者の育成とともに地域リーダーとなる担い手農家の育成に努めます。

□農産加工等により農産物の高付加価値化の推進

農村女性が中心になり、創意工夫により農産加工品づくりを推進し、農産物の高付加価値化により所得向上を図ります。

□高齢者や女性の農業生産への参画と都市住民との対流

農業で重要な役割を果たしている高齢者や女性が、その能力を十分に発揮し、より多く参画できるよう、生産基盤の整備・技術の開発、女性経営士の養成、家族経営協定の推進等、体系的な施策の整備に努めます。

近年の食料に対する消費者ニーズは安全・安心で高品質なものといった農産物が要求されています。このことから、野菜・果樹を中心に高齢者の貴重な経験・知識・能力と女性の繊細な感性を活かし、地域の特性ある農産物の生産振興を図るとともに、都市住民を対象に農業体験・地区の行事等で交流を推進し、由布市独自の農家民泊の確立に努め、農村地域の活性化を図っていきます。

イ 林業

森林の有する公益的機能の保全と地域林業の育成あるいは森林の付加価値を高めるため、森林組合と一体となって、林道・作業道の開設、改良を行い、施業効率を改善し、鳥獣害対策を実施するとともに、広葉樹の植栽を推進し、森林整備のための地域活動の支援を図ります。

また、水源かん養、土砂の流出防止、公衆の保健・休養等、森林に対する要請が高まるなか、森林レクリエーションや教育・文化等の場としての森林の整備を図るほか、森林とのふれあいの推進のため林業ボランティアの育成を推進します。

林家の収入を支える椎茸栽培も、農林複合経営が多い中で、厳しい労働条件、高齢化及び後継者不足が進行しており、生産コストを低減し、生産量の増大、品質の向上を目指した施業改善を推進し、生産者の経営安定に努めます。

ウ 商業

商業振興を図るためには、商工会の果たす役割は大きく、事業者との連携を密にし、経営指導の充実強化及び環境整備を図りながら、魅力ある商店街づくりを促進します。

さらに、地域資源の有効活用や農商工連携の推進、コミュニティ維持活動など、地域に活力をもたらす事業を提案、推進します。

エ 工業

過疎地域の地理的遠隔性を克服するため、交通条件の改善や快適な生活空間確保など基礎的な環境整備を図り、若者が定着しやすい企業の立地誘導を図ります。そのために優良な土地の確保に努めます。また地場産業の育成を行うとともに若年労働者の雇用の場を広げます。

オ 観光

男池、城ヶ原キャンプ場や小野屋河川敷広場の施設整備を図り、自然の保護と観光地化を進めていきます。

郷土伝統「庄内神楽」を継承する後継者を育成し、神楽の振興とともに交流人口の増大と観光の発展を図ります。

また、地域唯一の観光団体・庄内町観光協会と連携を図り黒岳・男池を中心とした観光情報発信も行っていきます。

カ その他

大分県内の7市1町で構成する大分都市広域圏の基本連携項目のうち「中堅企業及び中小企業の経営強化、創業促進等を核とした戦略産業の育成」「企業誘致の促進」

「地域資源を活用した地域経済の裾野拡大」「戦略的な観光施策」「雇用対策」「農林水産物の生産振興」「有害鳥獣の広域防除」「農林水産物の消費拡大」に掲げる連携効果に資する取組を実施することにより本計画に記載する産業の振興をより効果的に進めます。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	防災ダム整備事業(大郷溜池)	大分県	
		中山間地域総合整備事業	大分県	
		農地保全合理化事業	大分県	
		小水力発電事業	大分県	
		経営体育成整備事業(柚ノ木地区)	大分県	
		農業水利施設保全合理化事業(元治水2期地区)	大分県	
		竹林再生改善事業	大分県	
	(3) 経営近代化施設 農業	畜産生産振興対策事業	由布市	
		肉用牛等増頭推進事業	由布市	
		農地中間管理事業	由布市	
		ブランドを育む園芸産地整備事業	由布市	
		農産物等加工・販売施設整備事業	由布市	
	(4) 地場産業の振興 流通販売施設	中小企業者店舗等整備改善融資金利子補給補助金	由布市	
	(5) 企業誘致	企業立地促進事業	由布市	
	(6) 起業の促進	商業振興活性化事業	由布市	
	(7) 商業 その他	商工会補助金	由布市	
	(8) 観光又はレクリエーション	地域観光施設整備事業(男池・城ヶ原・小野屋河川敷)	由布市	
		観光振興事業	由布市	
		地域イメージ向上対策事業	由布市	
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業	中山間等直接支払交付事業	由布市	
		農地補修事業	由布市	
		新規就農者支援事業	由布市	
	(10) その他	有害鳥獣捕獲事業	由布市	
		多面的機能支払交付事業	由布市	
		イノシシ被害防止対策事業	由布市	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
庄内町全域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、畜産業、水産業、情報サービス業等	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

- (ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容
事業内容は「上記(2)、(3)記載例のとおり」

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

○農産物直売施設

農産物直売所等は、地元農産物の直売施設として農産物の販売促進や観光施設としての役割を担っているため、今後も維持していく必要があります。現在、指定管理者制度により管理、運営を行っていますが、利用率や費用対効果を考慮しながら、建物性能が高いものについては長寿命化を図り、低いものについては廃止を含め検討していきます。

○産業系施設

産業系施設については、老朽化が進んでいるので、利用率や費用対効果を考慮しながら、建物性能が高いものについては長寿命化を図り、低いものについては廃止を含め検討していきます。

4. 地域における情報化

(1) 現況と問題点

ア 情報化

行政サービスの向上と行政事務の効率化・高度化を実現する電子自治体の構築が全国的に進められています。情報通信基盤の整備は、地理的不利性からくる時間・距離の制約や非効率などの問題を解決し、日常生活はもとより、産業面、教育面、保健福祉医療面など、さまざまな分野で変革をもたらしています。

また、情報通信技術のめざましい発展により、インターネットや携帯電話などが急速に普及し、高度情報通信ネットワーク社会が急速に進展しています。

庄内地域においても地域イントラネット基盤施設整備事業による行政内情報ネットワークと、由布市からの働きかけによるNTT西日本の光ブロードバンドサービスが展開され、超高速ブロードバンド社会の実現に向け取り組みを行っています。

しかし、整備してもその利便性を知る情報教育の機会が提供できておらず、個人や世代間での格差が広がりつつあります。

今後も引き続き、情報技術(ICT)革命の恩恵をすべての住民が等しく享受することができるように、個人、地域、都市との情報格差(デジタルデバイド)の解消が必要です。

(2) その対策

ア 情報化

行政情報の高度情報通信ネットワーク化を進め、事務処理の高度化・効率化を進めるとともに、市民がいつでもどこでも必要な情報の入手ができ、行政手続が可能となる電子自治体の実現をめざします。

高速大容量の情報通信基盤の整備や情報教育の充実等により、地域の高度情報化を進め、安心して快適な生活を ICT 環境で提供します。

イ その他

大分県内の 7 市 1 町で構成する大分都市広域圏の基本連携項目のうち「広域的な情報ネットワークの整備」に掲げる連携効果に資する取り組みを実施することにより本計画に記載する地域における情報化をより効果的に進めます。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設	地域情報通信基盤整備事業	由布市	
		難視聴解消対策事業	由布市	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	防災情報告知システム (防災ラジオ) 維持管理事業	由布市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画において、該当する施設はありませんが、公共施設等管理計画の基本方針に基づき、施設の新設が必要な場合は中期的な目標数値の範囲内で費用対効果を考慮し、建設をします。

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道路

住民が日常生活を営むうえで道路は欠かせない社会資本であり、通勤、通学、救急活動等の利便性・安全性向上のため道路の整備促進・維持管理が必要です。

庄内地域の基幹道路は国道 210 号及び県道 8 路線であり、物流、文化交流、観光に大きな役割を果たしています。

本地域の市道の改良率は 60.8% 程度であり、未改良路線は幅員が狭いうえ屈曲箇所が多く、日常生活上大きな障害となっており、改良整備が急務です。

表1-3のとおり、国道210号は地域内の全区間が改良済ですが、交通量の増大により4車線化をめざす二次改築の必要があります。また、県道の改良率は68%程度であり今後も改良整備の促進が望まれています。

表1-3 道路の現況

<令和2年4月1日現在>

区分		路線数	延長(m)	改良率(%)	舗装率(%)	備考
市道	1級	26	71,859	60.0	96.2	
	2級	49	111,090	66.3	96.6	
	その他	690	459,780	59.5	64.9	
計		765	642,730	60.8	95.4	
農道		215	142,461	-	-	
林道		8	65,371	-	57.9	
国道		1	12,833	100	100	
県道		8	50,904	68.3	99.6	

イ 交通

JR久大本線は、本地域と都市圏を結ぶ重要な交通手段であり、通勤・通学等住民の日常生活において不可欠なものです。運行本数も比較的多く利便性は高くなっているものの、少子高齢化の影響やマイカー通勤者の増加により利用者数は減少傾向にあります。

バス事業については、民間事業として成立していた公共交通機関が、自家用車の大幅な普及や高齢化による利用者の減少で採算性の低下が進み、路線を廃止したことにより交通空白地が拡大しています。自力による移動手段を持たない、或いは家族による送迎を期待できない住民にとっては、民間バス路線の撤退は日常生活へ重大な影響があります。

そのような中、過疎地域における地域住民、とりわけ交通弱者の生活に必要不可欠な移動手段として、コミュニティバスの運行を平成19年から実施しています。

しかしながら、ニーズの多様化や既定のバス路線の沿線上から遠く離れているため利用しにくいなどの理由によりコミュニティ路線については年々利用者が減少傾向にあります。

今後も、日常の最低限の交通サービスレベルを維持・確保するため、利用者ニーズを的確に把握し、交通機関ごとの連携を強化しつつ、既定路線の利便性の向上と収支率の改善が期待できない場合は新たな交通モードの導入を検討するなどの取り組みにより将来にわたり持続可能な公共交通を確立していく必要があります。

表 1-4 交通機関の状況

交通機関	路線数	運行回数		年間利用者数	備考
鉄道	1	(下り)	24	470,734人	小野屋駅 304,580人
		(上り)	24	(H25年度実績)	天神山駅 77,967人
					庄内駅 88,187人
バス (コミュニティバス)	13	コミュニティ	週 2 便	7,119人	9 路線 (H26年度実績)
		スクール	毎 平 日	5,002人	2 路線 (H26年度実績)
		シャトル	毎 平 日	7,986人	2 路線 (H26年度実績)

(2) その対策

ア 道路

庄内地域の国道 210 号は、平成 19 年 3 月 1 日、指定区間に編入され国土交通省の直轄管理となっています。今後さらに高速道路へのアクセス改善を図るため二次改築を要望します。

県道については未改良区間の整備の促進を大分県に要望して、市道の整備推進と併せて地域道路網の構築を図ります。

市道については日常生活に密着した道路であり、地域住民の利便性の向上、産業の振興等を図るためにも引き続き整備を進めます。また、計画的な維持管理や道路照明施設整備を行うことで安全性の向上を図ります。本地域内の舗装率は 97.3% ですが、改良率においては現在 47.9% (令和元年度末現在) であり、令和 3 年度以降においては 65.0% を目指します。

農道については、農業用機械の大型化や耕作範囲の広域化等以外にも農村集落内のコミュニティ形成や生活道路としての利用価値が高まってきているため、今後も農道の整備を推進します。

イ 交通

通学生や高齢者を中心とした交通弱者の方々、公共交通利用通勤者の移動手段の利便性を確保するため、コミュニティバス運行 (13 路線) の充実を図ります。また、高齢者の生きがいがづくり事業や健康づくり事業等と連携することで、コミュニティバスの利用機会を増やすなどまちづくりと一体となった公共交通の活性化を推進するとともに、新たな交通モードの検討も進めます。さらに他の公共交通機関との連携により利便性の向上にも努めます。公共交通の利用者数は年間 50 万人を目指します。

ウ その他

大分県内の 7 市 1 町で構成する大分都市広域圏の基本連携項目のうち「広域的公共交通網の構築」「地域公共交通ネットワークの維持・形成」「広域幹線道路網の整備促進」に掲げる連携効果に資する取り組みを実施することにより本計画に記載する交通施設の整備、交通手段の確保をより効果的に進めます。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道路	小野屋櫟木線道路改良 L= 1750m W=7.0m	由布市	
		五福蛇口線道路改良 L= 600m W=5.0m	由布市	
		瀬口中尾宗寿寺線道路改良 L= 900m W=5.0m	由布市	
		瀬口竹の中線道路改良 L= 750m W=5.0m	由布市	
		大津留小学校竹の中線道路改良 L= 950m W=5.0m	由布市	
		下瀬口線道路改良 L= 360m W=5.0m	由布市	
		小野屋龍原線道路改良 L= 1500m W=5.0m	由布市	
		梶屋狭間線道路改良 L= 1000m W=5.0m	由布市	
		西鶴天神山線道路改良 L= 1150m W=7.0m	由布市	
		大龍成合線道路改良 L= 1300m W=5.0m	由布市	
		富下田線道路改良 L= 270m W=7.0m	由布市	
		下田線道路改良 L= 750m W=5.0m	由布市	
		宇南小松台線道路改良 L= 560m W=5.0m	由布市	
		深谷東家線道路改良 L= 700m W=5.0m	由布市	
		深谷長野線道路改良 L= 500m W=5.0m	由布市	
		下武宮平石線道路改良 L= 1500m W=5.0m	由布市	
		みの草下線道路改良 L= 450m W=5.0m	由布市	
		庄内駅南園線道路改良 L= 1350m W=5.0m	由布市	
		庄内駅中洲線道路改良 L= 1000m W=5.0m	由布市	
		下武宮下柿木線道路改良 L= 900m W=5.0m	由布市	
		仁瀬小袋線 L= 570m W=5.0m	由布市	
		高津野線道路改良 L= 630m W=5.0m	由布市	
		上武宮真願寺線道路改良 L= 250m W=5.0m	由布市	
		岩下内山線道路改良 L= 1100m W=7.0m	由布市	
		高津原線道路改良 L= 285m W=5.0m	由布市	
		小野屋畑田線道路改良 L= 800m W=9.5m	由布市	
		小野屋駅五福線道路改良 L= 550m W=7.0m	由布市	
		深谷東家線道路改良 L= 700m W=5.0m	由布市	
		大龍川廻線道路改良 L= 200m W=7.0m	由布市	
		西鶴山鶴線道路改良 L= 170m W=7.0m	由布市	
		小野屋原口線道路改良 L= 200m	由布市	
		五反田線道路改良 L= 300m	由布市	
		宇南畑田線道路改良 L= 400m	由布市	
		深谷長野線道路改良 L= 500m	由布市	
		橋爪佐平治線道路改良 L= 300m	由布市	
		瀬口下原線道路改良 L= 40m	由布市	

	役場岡の平線道路改良 L= 1500m	由布市	
	井手下内山線道路改良 L= 100m	由布市	
	樺木茅場線道路改良 L= 200m	由布市	
	川廻龍原線道路改良 L= 700m	由布市	
	下原時松線道路改良 L= 500m	由布市	
	小原線道路改良 L= 630m	由布市	
	城ヶ原線道路改良 L= 825m	由布市	
	七倉線道路改良 L= 565m	由布市	
(2) 農 道	中山間地域総合整備事業負担金	大分県	
(3) 林 道	林道大分中部線改良事業	由布市	
	林道 栢木線改良事業	由布市	
(9) 過疎地域持続的発展特別事業	由布市コミュニティバス運行事業	由布市	
	新たな交通モードの実施	由布市	
	市道維持補修事業	由布市	
(10) そ の 他	統合型GIS(地理情報システム)導入事業	由布市	
	道路ストック管理システム導入事業	由布市	
	県道改良事業負担金	大分県	
	道路照明整備事業	由布市	
	交通安全対策(カーブミラー・ガードレール)	由布市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

○インフラ系の整備(市道、農道、林道)

新規整備については、市民ニーズ及び費用対効果を検討し、整備します。

また、安心、安全なサービス水準を維持するため、既存のインフラ系については定期的に調査・点検を実施し「予防保全型の修繕」に努め、施設の長寿命化を図ります。

6. 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道

庄内地域の水道施設は、市営水道が4施設、組合運営の簡易水道1ヶ所、専用水道1ヶ所、給水施設4ヶ所があり、近年は生活水準の向上により、生活様式や生活形態の変容とともに飲用水に対する考え方や水利用の方法等についても促え方が変わってきている状況があります。

本地域の市営水道は、昭和40年代につくられたものが大半ですが、施設の稼働率がかなり高く、その分施設等の老朽化が進むとともに、配水に対する有収率が低下してきています。今後は、計画的な漏水調査及びそれを受けた管路の更新や、水道施設の耐震

化等、施設の整備改善を図っていくことが必要です。

また、水道水源の環境は厳しさを増しており、将来にわたって安全でおいしい水を供給していくためには水源の保全が最も重要であり、水源の周辺環境の監視を強化し、由布市水道ビジョンの基本方針である「安全」「強靱」「持続」の実現に向けて水道施設を整備する一方で、双益性の低下や水道施設の耐震化の停滞など、今から50年後、100年後の将来を見据え市民のみんなが安全な水をいつまでも使えるように水質管理を徹底し、耐震化を進め組織力を強化する必要があります。

また、組合運営の水道施設・専用水道・給水施設等についてみると、施設管理、水質管理の徹底に努める必要があります。良質安全な水の確保という観点から、市営水道施設への移行・普及整備を促進することが重要です。

その他、水道事業が抱える課題に対応していくために、効果的で実現可能な広域化や広域連携を推進し近隣事業と協力し戦略的に協議する必要があります。

イ 生活排水処理施設等

庄内地域の生活排水処理については、水洗化率68.0%（令和元年度末）であり、その内、東長宝地区（櫟木の一部、蛇口、五福、長宝団地）は農業集落排水事業で平成11年度までに整備されていますが、今後も修繕等を行い、施設の処理能力維持を図る必要があります。

また、小型合併処理浄化槽は平成2年度から個人設置型で補助制度が始まりましたが、今後も引き続き推進する必要があります。

その他の地域では、いまだに生活排水を道路側溝、農業用水路等へ放流する状況が存在し、未処理のまま放流されていることから、水質汚濁の要因となっています。

今後も、快適な生活環境の確保と農業用水路、河川の水質保全を図るため、生活排水処理施設等の設置を推進する必要があります。

ウ 消防・防災

庄内地域の消防組織として、常備消防の由布市消防本部庄内出張所と非常備消防の由布市消防団庄内方面隊があり、消防活動に取り組んでいます。由布市消防団庄内方面隊は7分団31部260名の団員で、活動しています。年間を通し、災害時（火災・水害・地震等）の出動や予防活動等に努めていますが、近年、団員の高齢化が進んでいることや就業構造の変化で団員のサラリーマン化により昼間の消防力の低下が危惧されています。

今後は地域の実情に応じた防災体制の確立を図ると共に各地域における自主防災組織の充実・強化を図る必要があります。

表 1-5 消防署庄内出張所の現況

土地	建物	水槽付き消防車	高規格救急車	連絡車
1700.6㎡	710.5㎡	1台	1台	1台

表 1-6 消防団の現況

分団数	部数	団員数	小型動力ポンプ付積載車	備考
7分団	31部	260名	31台	

表 1-7 消防施設の現況

防火水槽		消火栓		
40t級	40t未満	65mm	50mm	40mm
53か所	15か所	139か所	261か所	1か所

エ 住宅

現在、市が管理している住宅は、地区内 22ヶ所に 218戸あります。その内、淵、上小原、みどり住宅、ドリームタウン五ヶ瀬の各住宅を除く住宅は、昭和 30年代から 40年代に建設されたものであり、住宅団地の規模も小さく、既存の市営住宅の老朽化が進み、建て替え、または用途廃止等の住環境の整備が必要です。

オ 公園・その他の生活環境

庄内地域では文化、スポーツ振興の核である庄内総合運動公園をはじめとして、城ヶ原農村公園、そして平成 16年には篠原ダム周辺整備事業により小野屋ならびに大龍地区の河川敷に公園整備を進めてきました。

また、地区民の交通の基点である JR 庄内駅舎、天神山駅トイレ、小野屋駅トイレをそれぞれ新築し、利用者の快適な利便性を実現することができました。

公共交通の利用形態が変わりつつあることから新たな環境整備（公園等）について検討する必要があります。

カ 環境保全

近年における生活様式の多様化に伴う廃棄物の増加、質的变化は著しく、廃棄物の適正処理、環境保全の見地から、その減量化を図ることが急務となっており、行政、住民、事業者が一体となって循環型社会を構築することが強く求められています。

また、地球環境の保全を図るため、廃棄物の排出抑制やリサイクル等を進めることは、国際的にも共通の課題となっており、一層の推進が求められています。

(2) その対策

ア 水道

市営水道事業については、水道水源保護区域を指定し、水源周辺の環境を監視する体制を強化するとともに、生活様式の多様化などによる将来の水需要に対応できる施設整備を進め、水道設備や配水管の老朽化による故障及び漏水等の防止のため施設整備を促進し、良質豊富な水源の確保と普及率の向上を図ります。

また、水道普及率の向上推進のため、簡易水道の新設事業や拡張事業等により未普及地域の解消を進めます。

さらに、維持管理については、基幹的施設の耐震化及び、老朽化している水道施設の計画的な更新・整備、配水池容量の適正化なども踏まえ、複合的な視点から合理的な施設整備を図ります。

その他、水道事業が抱える課題に対して効率的、効果的に対応していく手段として、広域化や広域連携を推進していくために、近隣事業と戦略的に検討、協議を行っていきます。

イ 生活排水処理施設等

生活様式の多様化に伴う生活排水を処理するため、東長宝地区農業集落排水施設の充実した運営を図るとともに、施設の維持に必要な改修、修繕を行っていきます。また、小型合併処理浄化槽への転換など普及を積極的に推進し、年間50基程度設置していく予定です。庄内地域の水洗化率は現在68.0%（令和元年度末）ですが、今後も生活排水処理対策の柱として、引き続き推進を図ります。

施設整備にあたっては、地域的な条件や投資効率等の経済性に配慮しつつ、平成28年3月策定の大分県生活排水処理施設整備構想2015に基づき、効率的な施設整備を図ります。

ウ 消防・防災

消防力の強化を図るため、常備消防と消防団との連携強化はもとより、消防団員の少数精鋭化で訓練や教育を充実、団員の資質向上を図るとともに、消防・防災設備の整備・更新を進めていきます。

また、自主防災組織の充実強化に取り組み、災害時に迅速かつ的確に対応できる体制の整備も含めた地域防災力の向上を推進します。

エ 住宅

既存の市営住宅の老朽化が進む中、定住人口の確保につながる公営住宅の建設については、若年層の流失に配慮した若者向けの住宅建設や老朽化した市営住宅の修繕及び建て替えを進め、快適な住環境の整備を図ります。

オ 公園・その他の生活環境

公園整備については今後、地域で暮らす人びとはもとより、より多くの人びとが憩いの場、ふれあいの場を持てるよう、地域公園や児童公園の整備を進めます。

また、既存施設を含め、より便利で快適に市民が利用できるよう、老朽公共施設の改築、補修・新築を推進します。

カ 環境保全

生活様式の多様化や消費意識の変化等により排出されるごみは多岐にわたり、また、ひっ迫した最終処分場問題をはじめとする廃棄物処理をめぐる状況は厳しさを増しています。ごみの適正な処理とごみ処理に伴う生活環境への負担の低減のためには、より一層のごみの減量とリサイクルの促進を強力に進め「ごみゼロ型社会」の実現を目指します。

キ その他

大分県内の7市1町で構成する大分都市広域圏の基本連携項目のうち「広域的災害等に関する機能の構築」「減災・防災体制の充実」「一般廃棄物の広域処理」「資源循環型社会の形成」「特定外来生物の広域防除」「水源流域の水環境の改善」「救急搬送体制の連携強化の推進」に掲げる連携効果に資する取組を実施することにより本計画に記載する生活環境の整備をより効果的に進めます。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 生活環境の整備	(1) 水道施設 簡易水道	湧簡易水道新設	由布市	
		水道未普及地域解消事業 龍原地区	由布市	
		水道未普及地域解消事業 平石地区	由布市	
		水道未普及地域解消事業 樺木地区	由布市	
		簡易水道連結事業 庄内簡水と東部簡水連結	由布市	
		簡易水道再編推進事業(統合簡水) 庄内簡易水道管路更新	由布市	
	(2) 下水処理施設 その他	小型合併処理浄化槽設置	民間	
	(3) 廃棄物処理施設	新環境センター建設事業負担金	大分市	
		由布市環境衛生センター整備事業	由布市	
	(4) 火葬場	火葬場(雲浄苑)整備事業	由布市	
	(5) 消防施設	小型動力ポンプ付き積載車 10台	由布市	
		小型動力ポンプ 5台	由布市	
		積載車 10台	由布市	
		防火水槽(40㎡級) 有蓋式 4基	由布市	
		高規格救急自動車 1台	由布市	
	(6) 公営住宅	公営住宅の整備促進・維持管理	由布市	
	(8) その他	花いっぱい運動	由布市	
急傾斜地崩壊対策事業負担金		大分県		
自主防災組織活性化事業		由布市		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

○供給処理施設(水道等)

水道施設等は住民生活に直結した施設でありサービス水準を維持するために、健全で持続可能な事業経営のもと、将来にわたって安心して飲用できる水道水を提供します。

また、災害発生時においても、迅速な復旧、安心して供給できるよう管理・維持していきます。

○廃棄物処理施設

由布市環境衛生センターについては、し尿・浄化槽汚泥の継続的な処理を行うため、老朽化に伴う更新を実施していきます。

また、新環境センター建設については、大分市、臼杵市、竹田市に加え、津久見市、豊後大野市との更なる広域処理を含めた集約化を行います。また集約化に伴う中継施設等の建設についても検討を進めていきます。

○公営住宅

公営住宅については、老朽化が進行している施設が多く、由布市公営住宅等長寿命化計画に基づき整備を行っていきませんが、建て替え等の場合には民間活力（PPP/PFI等）の導入を含めて検討していきます。

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 高齢者の保健・福祉

表1-8のとおり、庄内地域の令和2年4月1日時点の人口（住民基本台帳人口）は7,241人で、そのうち65歳以上の高齢者は3,299人となっています。

高齢化率は45.56%でおよそ2人に1人が65歳以上の高齢者となっています。

高齢化率の上昇は今後も続くと予想され、特に高齢者の中でも75歳以上の後期高齢者の割合が高くなると見込まれています。

平成12年4月1日に施行された介護保険制度は、制度発足から20年が経過し、家族で介護を抱え込まずに社会全体で支える「介護の社会化」が定着する一方、高齢化の進行による利用者の増加によって、その費用は20年間で4倍を超えるなど膨張する費用の抑制や、介護職場の人手不足が新たな課題として浮かび上がってきています。

表1-8 高齢者の現況

《各年4月1日現在の住民基本台帳人口より》

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
人口	7,981人	7,807人	7,621人	7,368人	7,241人
65歳以上	3,298人	3,286人	3,300人	3,280人	3,299人
高齢化率	41.32%	42.09%	43.30%	44.52%	45.56%

イ 児童・母子・その他の保健・福祉

近年、少子化は全国的な傾向ですが、本地域においても、年々少子化が進行しています。

保育施設としては、認可保育園2ヶ所（定員110人）、認定こども園1ヶ所（定員130人）があり、保健施策としては、乳児健康診査、1歳6ヶ月児健康診査、3歳児健康診査を実施し、福祉施策としては、保育所運営費の支弁、保育料の軽減、保育所開所時間の延長、子ども・高校生等医療費の助成、ひとり親家庭等医療費の助成を実施しています。

近年の少子化・核家族化等の影響で、一人で過ごしたり、あるいは同じ年頃の少人数の友人としか遊ぶ機会がなく、子どもが地域や大きな集団の中で生き生きと行動する場面が少なくなってきました。家庭環境は共働きの増加により、保育サービスの需要は年々高まっています。

庄内地域の年間出生数は30人前後と低く、利便性の高い大分市に転出する傾向がある中で、育児と仕事の両立を支援し、安心して子育てできるための延長保育、一時預かり、病児・病後児保育などニーズに応じた保育サービスの充実を図っています。

また、子育ての不安や孤立化、児童虐待やいじめなど、子育てを取り巻く様々な問題には、子育て支援サービスの情報を一元化し、地域子育て支援拠点施設等において提供できる体制づくりに努めていきます。その他、保育園に預けない児童を持つ家庭には親子サークル活動事業、放課後、保護者のいない家庭の小学生には放課後児童クラブを提供して、地域における健全育成を図っていきます。

その他、経済的支援で児童手当、ひとり親家庭等の児童扶養手当・障がい児の親に特別児童扶養手当、子ども・高校生等医療費助成事業、ひとり親家庭等医療費助成、寡婦医療費助成で負担軽減を図っています。

また、きめ細かな対応として家庭相談、母子・父子自立支援相談、要保護児童対策相談、母子父子寡婦福祉資金、母子生活支援施設入所事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、自立支援給付事業等で心理的な負担軽減も図っていきます。

障がい者については、入所施設等が多数設置されている庄内地域ですが、令和2年8月末において、在宅で生活している障がい者手帳所持者数は536人であり、そのうち身体に障害のある方が約83%を占めています。また、平成7年に創設された精神障がい者保健福祉手帳の所持者も、制度の普及に伴い年々増加しています。

障がい者を支援する施策においては、平成25年度から障害者総合支援法が施行され、障がい福祉サービスの対象となる障がい者の範囲の見直しや、障がい者等に対する支援の拡充が行われました。

今後についても、国の動向に注視するとともに地域の実情を勘案しながら、障がい者福祉施策の推進・充実に努める必要があります。

また、生活習慣病対策については、特に働き盛りの年齢層に多く発生しているため、生活習慣病の予防や早期発見のため毎年健康診査を行っており、診査結果をもとに個人単位で保健指導等を行い壮年期からの健康の維持増進を図っています。

(2) その対策

ア 高齢者の保健・福祉

保健部門では、高齢者の健康保持を目指し、高齢者の医療の確保に関する法律により、地区での健診や、個別医療機関による健診をすすめています。また、健康増進事業（健康教育・健康相談・がん検診・訪問指導）に取り組んでいます。

福祉部門においては、高齢者福祉施策として養護老人ホーム等への入所措置や介護予防・日常生活支援総合事業（介護が必要とまではいかないが、援助が必要な要援護高齢者や一人暮らし高齢者・高齢者世帯を支援）、その他日常生活用具の給付、住宅改造の助成、地域包括支援センターの運営、緊急通報装置の設置等を実施しています。

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも健康で安心・安全な生活が送れるよう、サービス提供体制の構築を図っていきます。

また、加齢による身体機能や生活能力の低下を防ぐために、保健・医療・福祉の分野が有機的に連携して高齢者の生活を支える地域包括ケアシステムを推進することによって介護予防の充実を図っていきます。

庄内地域においては、今後も人口減少が続き、高齢化率がさらに上昇すると予想されています。

いきいきとしたシニア世代の活躍により、高齢者の交流を拡大して機能の低下を防ぐことはもとより、世代間の交流から地域のつながりを深めることによって、地域社会が高齢者の生活を守るネットワークづくりを進めます。

また、生活習慣病対策については、特に働き盛りの年齢層に多く発生しているため、生活習慣病の予防や早期発見のため毎年特定健診・特定保健指導を行い壮年期からの健康の維持増進を図っています。

高齢者が、「住み慣れた家庭や地域において、健康で生き生きと安心して生活できるまち」、たとえ介護が必要な状態になっても、尊厳を持ちながら住み続けることができる地域づくりを目指し、行政と保健・医療・福祉の関係機関と住民が連携して次の事業に取り組みます。

(ア) 高齢者を支える地域のネットワークづくりを進めます。

(イ) 介護保険制度の円滑な推進を図ります。

(ウ) 総合的・包括的なケアの推進を図ります。

(エ) 認知症高齢者等の支援を図ります。

イ 児童・母子・その他の保健・福祉

次世代を担う、心身ともに健全な児童の育成を目指し、従来 of 事業とともに次の事業にも取り組みます。

(ア) 保育所入所児童の保護者ニーズに即した支援ができるように、子育て支援センターの運営の充実を図ります。

(イ) 就業保護者が今後も増加することを見据えて、放課後児童の健全育成を目指し、放課後児童クラブ事業数22施設を目指し、拡大を図ります。

指標名	直近値	目標値	指標の説明
子どもの居場所づくり (児童館、放課後児童クラブ 等の拠点)	20施設 (H30年度)	22施設 (R7年度)	すべての児童が安心して過ごすことのできる居場所の確保
保育所等待機児童の数 (潜在的待機を含む)	104人 (H30年度末)	0人 (R7年度末)	子育てと仕事を両立できる環境を整備
3歳未満児の保育利用率	44.6% (H30年度末)	48.6% (R7年度末)	
訪問・相談人数	130件 (H30年度)	160件 (R7年度)	専門相談機関での子育てに関する相談件数

(ウ) 子どもと子育て家庭への支援を総合的かつ、きめ細かく行うための「子ども・子育て支援事業計画」(令和2年、3月策定)については、今後5年間の計画の期間とします。

(エ) 厚生労働省の健康政策でもある健康日本21に基づき、保健センターを核として、早世を減らすことと高齢者の転倒、痴呆等の障がいを防ぐことを目的とし、保健師による保健活動に力を入れ、福祉関係機関との連携を図り住民に対して効率的かつ機能的なサービスの充実に努めます。

(オ) 子ども・高校生等医療費の助成については、保護者の経済的負担を軽減するため、高校生までの医療費を引き続き支援し、無料化を継続していきます。

また、少子化、晩婚化が進行する中、不妊治療費助成により、子を持ちたいと治療する夫婦の治療費の助成をすることで経済的負担の軽減を図っていきます。

(カ) 児童虐待の未然防止・早期対応等については、児童虐待の未然防止から早期発見・早期対応、アフターケアに至るまで切れ目のない支援を強化するとともに、児童相談所等と連携し、取り組みを強化します。

(キ) 障がい者への支援体制については、障がいの種別や程度に応じたきめ細やかな対応をするために、相談支援体制のさらなる充実に図り、障がい者が住み慣れた地域の中で安心して自立した生活ができるように、障害福祉サービスの充実や働く場の拡大に努めます。

また、障がいのある人もない人も、誰もがお互いに人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会の実現を目指し、障がい者の一層の社会参加及び地域での交流の促進に取り組んでいきます。

ウ その他

大分県内の7市1町で構成する大分都市広域圏の基本連携項目のうち「健康診断の受診率向上」「相談支援機能の強化」「地域子育て支援の充実」に掲げる連携効果に資する取り組みを実施することにより本計画に記載する子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進をより効果的に進めます。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 子育て環境の確保、 高齢者等の保健及び福祉 の向上及び増進	(1) 児童福祉施設	児童施設整備事業	由布市	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	延長保育事業	由布市	
		子ども医療費助成事業	由布市	
		高校生等医療費助成事業	由布市	
	(9) その他	保育所運営費	由布市	
		大分にこここ保育支援事業	由布市	
		一時保育サービス事業	由布市	
		地域子育て支援拠点事業	由布市	
		放課後児童健全育成事業	由布市	
		児童扶養手当事業	由布市	
		ひとり親家庭等医療費助成事業	由布市	
		寡婦医療費助成事業	由布市	
		介護予防・日常生活支援総合事業	由布市	
		特定健診・特定保健指導等	由布市	
		予防接種事業	由布市	
		在宅当番医制度	由布市	
		高齢者見守り支援事業	由布市	
避難行動要支援者避難支援事業		由布市		
緊急通報対策支援事業	由布市			

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

○子育て支援施設

子育て支援施設については、社会環境の変化に伴い、利用者ニーズが高いため今後整備等を含めて検討していきます。

○保健・福祉施設

保健・福祉施設については、市民ニーズや費用対効果を考慮しながら、建物性能が高いものについては長寿命化を図り、低いものについては廃止を含め検討していきます。また、火葬場については今後も維持していきます。

8. 医療の確保

(1) 現況と問題点

由布市では、高齢化、疾病構造の変化などから医療ニーズが多様化・高度化する中、医療サービスを提供しています。また、地域医療の状況は高齢化社会と健康問題の変化

により、病気の治療から病気の管理、健康の維持、機能回復へと変化しています。

そのような中、庄内地域の医療施設は、一般診療所4ヶ所、歯科診療所2ヶ所で病床数は57床となっており、地域的な偏在もみられます。救急医療については、医療機関による輪番体制で休日の対応をしています。このようなことから、市内外の医療機関との連携を図りながら、市内全域で地域医療を構築していくと共に、医療スタッフが働きやすい環境や設備の整備など、地域医療体制を確立していくことが課題となっております。

(2) その対策

初期救急医療体制の維持・充実を図るため、大分県医師会と連携して医療費の推移や疾患の傾向等を分析しており、効果的な保険事業を展開し、地域ニーズに対応した地域医療体制の構築を進め、地区民が十分な医療サービスを受領できるよう医療の充実を図ります。また、医師をはじめとする医療スタッフが働きやすい環境づくりに協力し連携を深め、医療の確保に努めていきます。

(3) 計画

該当計画無し

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画において、該当する施設はありませんが、公共施設等管理計画の基本方針に基づき、施設の新設が必要な場合は中期的な目標数値の範囲内で費用対効果を考慮し、建設をします。

9. 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

庄内地域には、小学校3校で239名の児童、中学校1校で129名の生徒がおり、年々減少の一途をたどっています。これは、過疎化と少子化の進行が大きな要因です。今後、学校の小規模化がさらに進み、子ども同士の集団による教育効果が得られなくなることが危惧されるところです。

具体的には、多様な考え、価値観の交流による授業の深まりが難しくなることや、また小学校においては、放課後の時間の減少およびタクシー通学等による、集団遊びの機会が少なくなること、中学校においては、少人数ゆえの部活動の種目の制限などがあげられます。この問題に対しては、抜本的な対応策が特にあるわけではなく、早急に検討

が必要になっています。

学校施設については、児童生徒が一日の大半を過ごす学習や生活の場であるとともに、災害発生時の避難所としての機能も有するなど、極めて重要な役割を担った拠点施設と言えます。由布市の学校施設は、経過年数が40年を超えている施設が全体の32%を超えています。今後も老朽化が進み、更新・建替えや改修費用の増大と一定の年度への集中が懸念されます。また、これらの適正な維持管理も課題となっています。

一方、児童数の減少が続く中で、児童数の割に小学校数が多く、施設の維持管理や教育面においても財政的負担が大きい状況や、併せて複式学級解消のため、今後も引き続き小学校の統合を検討する必要があります。

イ 生涯学習

庄内地域では、庄内公民館を生涯学習の拠点として多様な学習機会の充実に努めてきましたが、活動に参加する人の固定化や高齢化など、地域で活動する団体の組織編成、運営に支障をきたす状況も生まれており、その育成と活性化が課題となっています。

特に、少子化により地域の子どものための団体活動機会が減少し、少年期の健全な成長への活動が減少しつつあります。地域・学校・家庭の連携強化を図り、子どもたちの活動機会づくりに努めるとともに、地域ぐるみの青少年育成環境づくりを推進する必要があります。

社会教育施設については、高度化、多様化した住民の学習ニーズに対応するため、活動拠点となる庄内公民館や図書館の機能強化、整備が求められています。

また、青少年の体験学習機会となる交流体験施設が老朽化しており、大規模な維持修繕並びに利活用方法について検討する必要があります。

ウ 社会体育施設

庄内地域では、庄内総合運動公園（硬式野球場・テニスコート・多目的グラウンド）や庄内体育センター（体育館）等の社会体育施設が地域住民の健康づくりの拠点となっています。これらの施設は昭和60（1985）年までに整備されたもので、経年劣化による施設の老朽化等が見受けられます。

地域住民がそれぞれのライフステージに応じたスポーツやレクリエーション活動に親しみ、健康的な生活を送るためにも社会体育施設が果たす役割は大きいことから、利用者の安全・安心を確保するために施設の長寿命化に向けた環境整備に取り組みます。

(2) その対策

ア 学校教育

学校教育においては、知識・技能、思考力・判断力・表現力、学びに向かう力・人間性の涵養といった資質・能力の向上を中心におき、生きる力を育む学校教育の推進を目標に掲げます。

具体的には、ふるさとに学び、ふるさとと自己の未来を考える「由布学」の推進をすることで、地域を知り、地域を大切にす人材の育成を図ります。

また、いじめ・不登校等個別の支援が必要な子どもには教育相談体制の充実を図ることで対応します。さらに情報化社会に対応していくため、タブレット端末を活用した教育活動の充実を推進します。そして、学校・家庭・地域住民が連携・協力し、地域に開かれた学校教育を推進するとともに、お互いの人権を尊重し、いじめ・暴力・虐待・非行のない人権教育の施策を推進します。

学校施設整備については、全国的にも課題となっている公共施設等の老朽化問題に対応するため、令和2年3月に、将来の人口動態や財政状況等を見据えながら、施設の更新や長寿命化を計画的に行うことを目的とした「由布市学校施設長寿命化計画」を策定しました。今後も、本計画に基づき事後保全型管理から予防保全型管理への転換を目指しながら、長期的な視点をもって施設の長寿命化と計画的な維持管理に努めていきます。

また、庄内地域では、人口減少と少子化傾向が特に著しいため、「由布市立幼稚園、小・中学校の規模及び配置の適正化基本方針」に示される複式学級を解消できる学校規模とするための小学校統廃合と、それに伴う遠距離通学の支援に取り組みます。

その他、不登校児童・生徒の出現率は直近値の半分、小学校0.3%、中学校1.5%を目指します。

指標名	直近値	目標値	指標の説明
児童・生徒の「地域活動への意識調査」結果	小:15.3% 中:15.5% (H30年度)	小:30% 中:30% (R7年度)	「全国学力・学習状況調査」質問項目「地域や社会をよくするために考えることがあるか」の肯定的回答の割合
不登校児童・生徒の出現率	小:0.6% 中:2.8% (H30年度)	小:0.3% 中:1.5% (R7年度)	「不登校状況に関する調査」不登校で30日以上欠席した児童生徒の100人当たりの割合

イ 生涯学習

地域活力の維持・向上を図るため、市民が生きがいを持って地域活動に参画することができるよう、まちづくり・地域活性の核となる人材育成を行い、持続的発展に向けた学びを推進します。特に、青少年リーダーの広報・啓発活動を推進し、庄内地域における青少年リーダーの組織化を目指します。

また、校区ネットワーク会議を中心として、学校における地域学校協働活動・ゆふの寺子屋・家庭教育支援といった活動に取り組む中で、地域・学校・家庭がつながりあえる体制を強化します。

これら「人づくり」「地域づくり」を強化していくためにも、生涯学習の拠点である庄内公民館や図書館のさらなる機能強化・整備を図ります。

交流体験施設「庄内ゆうゆう館」については、交流体験の施設として適切な維持管理を行うとともに、運営方法や新たな利活用について調査検討を進めます。

ウ 社会体育施設

住み慣れた地域でスポーツやレクリエーション活動を通じて住民相互の親睦を深め、生涯にわたって健康的な生活を送るために、施設の利用者がスポーツやレクリエーション活動に安全で安心して取り組めるよう、体育施設の環境整備を行います。

エ その他

大分県内の7市1町で構成する大分都市広域圏の基本連携項目のうち「広域的教育の連携」「スポーツの振興」に掲げる連携効果に資する取り組みを実施することにより本計画に記載する教育の振興をより効果的に進めます。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
9 教育の振興	(1) 学校教育関連施設	阿南小学校大規模改修	由布市		
		西庄内小学校屋内体育館改修	由布市		
		遠距離通学支援事業費	由布市		
		中高一貫教育推進事業（由布市高校生スクールバス運行事業）	由布市		
	(2) 幼稚園	西庄内幼稚園屋上防水改修工事 A=200㎡	由布市		
		阿南幼稚園屋上改修	由布市		
	(3) 集会施設、体育施設等	公民館	旧庄内公民館解体事業	由布市	
			庄内公民館整備事業	由布市	
		体育施設	庄内ゆうゆう館改修事業	由布市	
			庄内体育センター改修工事	由布市	
			庄内硬式野球場安全対策工事	由布市	
			庄内総合運動公園内遊具改修工事	由布市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

○小学校・中学校、幼稚園

学校教育系施設については、人口動向や地域事情を踏まえながら、基本的には今後も維持していきますが、建て替えの場合には他施設との複合化規模の見直し等も含め、検討していきます。また、廃止した施設は地域の拠点となるよう利活用を検討していきます。

○市民文化系施設

市民文化系施設については、施設の過半数が老朽化し建て替え及び修繕の時期を迎えています。今後は建物性能が低い施設については、市民ニーズや費用対効果を考慮しながら建て替えや改修を検討していきます。また、建物性能が高い施設への移動も検討します。

○社会教育系施設

社会教育系施設については、利用率や費用対効果を考慮しながら、今後も市が維持していく必要性を考え、廃止等も含め検討していきます。

○スポーツ・レクリエーション系施設

スポーツ・レクリエーション系施設については、施設の過半数が老朽化し建て替え及び修繕の時期を迎えています。今後は市民ニーズや利用率、また施設の位置を考慮しながら集約化等を含めて検討していきます。

○公園

公園については、新しい施設が多く今後も維持していきますが、市民ニーズや費用対効果、また、施設の位置を考慮しながら、検討していきます。

10. 集落の整備

(1) 現況と問題点

集落の整備については、集落機能の維持を図るために、これまで集落間の連絡道路網となる広域農道の整備や市道整備に取り組んできました。また、地域住民の生活環境の改善を図るため、簡易水道等の整備や、小型合併処理浄化槽の設置等を実施してきました。

しかし、以上のような集落の整備は行ってきたものの、若者の人口流出に歯止めをかけるには至っていない状況です。さらには、近年の少子高齢化、核家族化の進行により、集落を維持する機能にも支障をきたしている状況です。

このような課題は、特に小規模集落を中心に顕著に表れてきており、今日まで行ってきた自治区の行事さえも廃止や縮小に至っている状況です。このことは、今日まで集落が果たしてきた生活の基礎的な機能の維持が困難なことを示しており、今後の自治区の課題となっています。

(2) その対策

集落機能の維持と安全で安心して暮らせる地域の構築を図るため、住宅用地等ニーズ調査を実施し、子育て世代が求める住宅用地の整備・開発に取り組みます。

また、核家族化、共働きの環境の中、3世代同居等を応援することにより、ふれあい環境づくりを推進するなどのつながりを重視した、時代の変化に応じたコミュニティの形成を推進します。

さらには、各自治区単独では解決できなくなりつつある課題の解決のため、集落をネットワーク化する施策として新たなコミュニティ組織の設立及び活動支援を推進します。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 集落の整備	(1) 過疎地域集落再編整備	小さな拠点づくり事業	由布市	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	地域コミュニティ形成促進事業	由布市	
		地域間・産学官等の交流連携事業	由布市	
		地域おこし協力隊事業	由布市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画において、該当する施設はありませんが、公共施設等管理計画の基本方針に基づき、施設の新設が必要な場合は中期的な目標数値の範囲内で費用対効果を考慮し、建設をします。

1.1. 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

庄内地域には市指定民俗文化財の庄内神楽や石造文化財等の歴史文化遺産が数多く残されており、棚田等の歴史文化的景観や豊かな自然があり、誇れる魅力が豊富に存在しています。特に、庄内には12の神楽座があり、毎月第3土曜日に2つの座が交代で公演しております。また、毎年11月3日には庄内神楽を継承する団体が一堂に会して庄内神楽祭りのイベントを開催しております。

しかし、それらの文化財を地域で守り継承していくという住民意識の醸成、伝統芸能の後継者問題、有形文化財の維持・管理体制の構築等が課題となっています。

郷土の歴史と文化、自然環境を後世に伝えるためには、地域に埋もれている文化財や伝統文化を把握するための調査を実施し、保存に努める必要があります。

(2) その対策

文化財の調査・指定・保護や郷土の歴史の保存・継承を進め、生涯学習、観光などと連携した取り組み、文化財を保護・周知するための案内標識や説明板の整備を図ります。特に未来を担う子どもたちへの啓発活動に重点をおき、豊かな自然環境や歴史文化への興味を喚起するとともに、保護意識の醸成と実践力を培います。

また、郷土学習では、地域の事を学び愛着を持つための地域協育の取組等で「由布の学び検定」を実施し、検定受験者80人を目指します。

その他、伝統文化（神楽等）を通しての人材育成、伝統文化継承者の育成に取り組むことにより、市民の活力を導き出し、由布市の新たな魅力づくりと神楽大会の開催により、交流人口の増加を目指します。

また、大分県内の7市1町で構成する大分都市広域圏の基本連携項目のうち「文化・芸術の振興」「文化財等の保護及び活用」に掲げる連携効果に資する取り組みを実施し本計画に記載する地域文化の振興等をより効果的に進めます。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 1 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設	神楽殿整備事業	由布市	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	庄内神楽等伝統文化の継承事業	由布市	
	(3) その他	文化財調査・整備活用事業	由布市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画において、該当する施設はありませんが、公共施設等管理計画の基本方針に基づき、施設の新設が必要な場合は中期的な目標数値の範囲内で費用対効果を考慮し、建設をします。

1 2. 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点（再生可能エネルギーの利活用）

地域資源の発掘等による再生可能エネルギーの地産地消を検討し、全市的な地域イメージの向上と産業活性化を図ることが重要です。

再生可能エネルギーの利活用により、地域内から富を生み出すためには、その初期段階として地域内に自給力と消費力という2つの機能が整備されていることが重要であり、再生可能エネルギーの導入及び消費の仕組みづくりを確立する必要がある。

あります。

(2) その対策（再生可能エネルギーの利活用）

太陽光、風力、小水力、木質バイオマス等、本地域の特性を生かした再生可能エネルギー設備の導入を進めます。

あわせて、既存の消費システムにエネルギーを投入するだけでなく、電気自動車等の次世代自動車の普及促進や関連分野など、今後、新たな産業創出や事業展開につながる可能性を持った消費部門について、設備の導入を進めます。

消費部門への投資においては、地域内における再生可能エネルギーの地産地消という観点も取り入れながら設備を進めていきます。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1.2 再生可能エネルギーの利用促進	(1)再生可能エネルギーの利用施設	太陽光パネル設置（公共施設）	由布市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画において、該当する施設はありませんが、公共施設等管理計画の基本方針に基づき、施設の新設が必要な場合は中期的な目標数値の範囲内で費用対効果を考慮し、建設をします。

1.3. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

ア 地域づくり

庄内地域は、由布市の中央に位置し、黒岳を始めとする自然豊かな山々、男池を始めとする多くの湧水など、美しい自然環境に恵まれた農林業の盛んな地域であり、福祉施設が多く福祉の町とも呼ばれてきました。

また、豊かな農地から生産される農産物や恵まれた自然環境、そして、伝統芸能「庄内神楽」など、地域の発展につながる資源も多く存続しています。

しかしながら、第1次産業の低迷・高度成長期の急激な人口流出など要因は多種多様ですが、山間地を中心に過疎化・高齢化・少子化が進んでおり、集落組織の維持、農地や山林の維持、小学校の存続など多くの課題を抱えています。

(2) その対策

ア 地域づくり

人口減少、高齢化の進展など対応すべき課題が山積しています。しかし、課題解決の役割を期待されている自治体もまた、厳しい財政事情の中で、増大する行政ニーズに対応するだけの余力を失い、多様な市民ニーズへのきめ細かな対応もできなくなりつつあります。こうした状況を打破するとともに、「まちづくりの主人公は市民」との理念の下、市民とともに「まちの未来」をつくっていくために、市政への市民参画、協働によるまちづくり、コミュニティ組織の支援・強化等を推進していきます。

イ その他

大分県内の7市1町で構成する大分都市広域圏の基本連携項目のうち「公共施設の相互利用の促進」「市民活動の推進」に掲げる連携効果に資する取り組みを実施することにより本計画に記載するその他地域の持続的発展に関し必要な事項をより効果的に進めます。

(3) 計画

該当計画無し

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画において、該当する施設はありませんが、公共施設等管理計画の基本方針に基づき、施設の新設が必要な場合は中期的な目標数値の範囲内で費用対効果を考慮し、建設をします。

事業計画（令和3年度～7年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 移住・定住・地域 間交流の促進、人材育 成	過疎地域持続的 発展特別事業	<p>由布市に住みたい事業</p> <p>【内容】 現在住んでいる市民に ニーズの対応を図り定 住を支援</p> <p>【必要性】 地域を守り地域住民主 体の地域づくりに寄与</p> <p>【効果】 地域住民主体の地域づ くりと定住</p>	由布市	
		<p>U I J ターン推進事業</p> <p>【内容】 都市部からの移住定住 の推進</p> <p>【必要性】 新しい人の流れをつく り、地域を守る</p> <p>【効果】 移住・定住につながる</p>	由布市	
		<p>地域活力創造事業</p> <p>【内容】 地域運営組織の運営及 び活動の支援</p> <p>【必要性】 組織を維持・強化する ことにより、地域住民 主体の地域づくりなど に寄与するもの</p> <p>【効果】 地域住民主体の地域づ くり、円滑で機能的、効 率的な地域づくり</p>	由布市	事業効 果が将 来に及 ぶ

		<p>由布コミュニティ事業</p> <p>【内容】 地域が抱える課題や魅力を地区住民自らが再点検する</p> <p>【必要性】 地域住民主体の地域づくりに寄与</p> <p>【効果】 地域コミュニティの維持・強化・再構築</p>	由布市	事業効果が将来に及ぶ
		<p>小規模集落支え合い事業</p> <p>【内容】 小規模集落対策として、対象自治区が主体となった事業の補助</p> <p>【必要性】 地域住民主体の地域づくりに寄与</p> <p>【効果】 集落の絆を深め、地域住民の安全・安心な暮らしの促進</p>	由布市	事業効果が将来に及ぶ
		<p>基金</p> <p>若者定住住宅推進事業（基金積立）</p> <p>【内容】 若者等定住・移住の整備に継続的に進める為の積立</p> <p>【必要性】 途切れることなく進める必要がある</p> <p>【効果】 財源確保</p>	由布市	

3 産業の振興	過疎地域持続的 発展特別事業	中山間等直接支払交付 事業 【内容】 農道・水路の維持管理 等を行う中山間地域の 農業集落に対する支援 【必要性】 高い耕作放棄地発生防 止効果が伺える 【効果】 耕作放棄地の発生防止 水源涵養、国土保全等 の多面的機能の増進	由布市	事業効 果が将 来に及 ぶ
		農地補修事業 【内容】 耕作放棄地等で災害に かけない農道や法面の 補修を行う 【必要性】 耕作放棄地発生防止 【効果】 農地保全、耕作放棄地 発生防止	由布市	事業効 果が将 来に及 ぶ
		新規就農者支援事業 【内容】 新たに農業に取り組も うとする若者に対し て、研修等を行い自立 した経営者支援 【必要性】 高齢者等の耕作放棄地 発生防止 【効果】 農地保全、耕作放棄地 の発生の防止	由布市	事業効 果が将 来に及 ぶ

4 地域における情報化	過疎地域持続的 発展特別事業	<p>防災情報告知システム (防災ラジオ) 維持管 理事業</p> <p>【内容】 防災ラジオで防災情報 を告知</p> <p>【必要性】 必要情報を確実に伝達</p> <p>【効果】 高齢者等の避難行動や 救助支援につながる</p>	由布市	事業効 果が将 来に及 ぶ
5 交通施設の整備、 交通手段の確保	過疎地域持続的 発展特別事業	<p>由布市コミュニティバ ス運行事業</p> <p>【内容】 路線バスの廃止に伴う バスの運行支援</p> <p>【必要性】 移動手段を確保するこ とにより、生活会版の 維持に寄与する</p> <p>【効果】 通学、買い物など日常 生活の維持、人口減少 の緩和</p>	由布市	事業効 果が将 来に及 ぶ
		<p>新たな交通モードの実 施</p> <p>【内容】 アクセス向上やJ Rの 乗り継ぎ可能な路線運 行で利便性を向上させ る</p> <p>【必要性】 J R沿線から遠く離れ ている集落が多く、自 ら移動手段がない市民 は、家族の送迎かコミ</p>	由布市	事業効 果が将 来に及 ぶ

		<p>ユニティバスに頼らざるを得ない状況でアクセス向上につながるよう路線運行に努め、利便性を向上させる必要がある</p> <p>【効果】 高齢者の生きがいつくり、買い物支援につながる</p>		
		<p>市道維持補修事業</p> <p>【内容】 災害等にかからない市道の維持補修</p> <p>【必要性】 集落と集落を結ぶ市道の安全な運行</p> <p>【効果】 安心して生活できる</p>	由布市	事業効果が将来に及ぶ
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	過疎地域持続的発展特別事業	<p>延長保育事業</p> <p>【内容】 保育所の閉所時間を越えた保育</p> <p>【必要性】 核家族や就労形態の多様化に寄与する</p> <p>【効果】 安心して子育てできる環境づくりを促進できる</p>	由布市	事業効果が将来に及ぶ
		<p>子ども医療費助成事業</p> <p>【内容】 乳幼児、児童等にかかる医療費を助成</p> <p>【必要性】 疾病の早期発見と治療</p>	由布市	事業効果が将来に及ぶ

		<p>の促進</p> <p>【効果】 保健の向上</p>		
		<p>高校生等医療費助成事業</p> <p>【内容】 高校生にかかる医療費を助成</p> <p>【必要性】 疾病の早期発見と治療の促進</p> <p>【効果】 保健の向上</p>	由布市	事業効果が将来に及ぶ
10 集落の整備	過疎地域持続的発展特別事業	<p>地域コミュニティ形成促進事業</p> <p>【内容】 各自治体単独では解決できななりつつある課題の解決のため、市民主体の新しい組織設立</p> <p>【必要性】 人口減少や高齢化などに起因する地域コミュニティの弱体化を緩和することにより、地域コミュニティの維持、強化に寄与する</p> <p>【効果】 地域リーダーの育成</p>	由布市	事業効果が将来に及ぶ
		<p>地域間・産学官等の交通連携事業</p> <p>【内容】 地域課題の解決などの取り組みや事例の紹介、先進地視察など地域と地域の交流</p>	由布市	事業効果が将来に及ぶ

		<p>【必要性】 人口減少や高齢化などに起因する地域コミュニティの弱体化を緩和することにより地域コミュニティの維持、強化に寄与する</p> <p>【効果】 地域間交流の促進や活性化</p>		
		<p>地域おこし協力隊事業</p> <p>【内容】 地方での生活に興味をもつ都市部居住者を高齢者の見守り、集落支援員の役割を担う「地域おこし協力隊」として雇用</p> <p>【必要性】 都市部居住者と人材不足などの課題をもつ地域との交流によるマッチングにより、地域活性化、関係人口や移住者の増加に寄与するもの</p> <p>【効果】 地域内外のコミュニケーションの構築などによる地域活性化と高齢者の不安解消</p>	由布市	事業効果が将来に及ぶ
1 1 地域文化の振興等	過疎地域持続的発展特別事業	<p>庄内神楽等伝統文化の継承事業</p> <p>【内容】 郷土の民族文化財の継承・保護</p>	由布市	事業効果が将来に及ぶ

		<p>【必要性】 郷土の歴史と文化を後世に伝える</p> <p>【効果】 未来を担う子どもたちへ歴史文化の継承・保護と保護意識の醸成と市民の活力づくり</p>		
--	--	---	--	--

※住み慣れた地域で安心して生活し続けられることで、事業効果が大きく将来に及ぶ